

平成29年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第2号)

平成29年3月9日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小渕晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	関悦子君
13番	小林正子君	14番	大島孝司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君		

事務局職員出席者

議会事務局長 三 輪 茂 書 記 小 松 文 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（大島孝司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

監査委員、畔上 洋君から、都合により欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（大島孝司君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 渡辺建次君

○議長（大島孝司君） 最初に、10番、渡辺建次議員。

[10番 渡辺建次君登壇]

○10番（渡辺建次君） おはようございます。

それでは、通告に基づきまして、4問、順次質問させていただきます。

まず、第1問目、小・中学生の健康診断における四肢の状態とその対応策はです。

小布施町の宝である子供たちの健康に関する質問です。

健康診断は、学校保健安全法第13条、すなわち第1項において「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。」という規定に基づき、各学校に毎年の実施が義務づけられています。文部科学省は、同法の改正法を平成28年4月1日に施行しました。今回のこの改正では、座高及びぎょう虫検査が削除され、新たに四肢の状態が検査項目に追加されました。その四肢の状態についての質問です。

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修による公益財団法人日本学校保健会発行の児童生徒等の健康診断マニュアルに基づく、特に重点的に診る場合の検査例として、以下に掲げる質問項目の診断状況と原因究明、①から④は運動し過ぎ、⑤、⑥は運動不足と思われますけれども、それとまたその対応策について伺います。

①背骨が曲がっている。

②腰を曲げたり、反らしたりすると痛みがある。

③上肢、すなわち肩関節や肘関節に痛みや動きの悪いところがある。

④膝に痛みや動きの悪いところがある。成長期においては、関節軟骨が成人より豊富かつ未熟であり、外傷や繰り返される負荷によって障害を受けやすいとされます。

⑤片足立ちが5秒以上できない。

⑥しゃがみ込みができない。

(2) ⑥が検査項目に取り上げられたことからして、しゃがみ込みができない児童や生徒が意外と多いのではないかと推測されます。小・中学校の和式トイレと洋式トイレの設置状況と使用実態、そして洋式トイレへの全面的な変更と、その場合に想定される経費について伺います。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

[教育長 中島 聰君登壇]

○教育長（中島 聰君） おはようございます。

それでは、渡辺建次議員の第1問目の質問に対してお答えしたいと思います。

質問にもありましたように、平成26年4月に学校保健安全法施行規則が一部改正され、健康診断の検査項目について、座高と寄生虫卵の有無が必須条件から削除されました。新たに、四肢の状態が必須項目に加わり、平成28年4月1日から施行されました。これによりまして、平成28年度以降に実施する健康診断においては、全ての学校で脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態の検査、いわゆる運動器検診が実施されることになりました。

運動器検診の実施は、まず保健調査票等でスクリーニングが行われます。そこから必要に応じて個別の対応として、学校医に診ていただくように医療につなげていきます。さらに、必要に応じて専門医へ紹介していくことになります。

今年度実施しました運動器検診では、スクリーニングの段階で、小学校55名、中学校52名に疑いがあり、学校医による検診を行いました。その結果、小学校で13名、中学校で33名が専門医へ受診の勧奨を行いました。

結果として、専門医の受診結果では、①番から⑥番の中で、①番の背骨が曲がっているという生徒・児童が小学校で2名、中学校で2名おいでになりました。

2番、3番は、おいでになりませんでした。

4番の膝に痛みや動きの悪いところがあるというところも、小学校で2名、中学校で2名おいでになりました。

5番、6番は、ございませんでした。

という状況であります。背骨が曲がっている状態というのは、そのほとんどが原因が不明だと、原因不明というか、ほとんどが1年に10センチとか十数センチとかと身長が伸びるものですから、身長、背骨に対してほかのものが間に合ってこないと、こういう思春期特有なものであります。しかしながら、これは専門医に診てもらっております。

膝に痛みがある状態というのも4人おいでになったんですけども、これも先ほどの背骨と状況は似ておる原因が多いんですけども、そのほかに半月板損傷とか靭帯の損傷とか、あるいは軟骨の損傷などもあります。これもいずれも整形外科で診察してもらっています。

教育委員会では、学校と連携し、専門医の診断結果や運動器検診の記録等を活用し、運動のし過ぎによるスポーツ障害や運動不足による体力、運動能力の低下を防ぐとともに、保護者の皆さんにも運動器に関する关心を持ってもらうように努めてまいります。

小布施町の小・中学生、特に中学生は、全国の運動能力調査で非常に高い成績を残してお

ります。また、小学生のスポ少や中学校のスポーツ部への加入率も高くて、運動に親しむ児童・生徒が多く見られます。このような特性をさらに大切にして、生涯にわたる健康づくりにつなげていきたいと考えております。

次に、小・中学校の洋式トイレの件でございますけれども、小・中学校の普通教室、特別教室、管理棟、プール、体育館、屋外、全てにおける大便器のトイレの集計は、小学校では、洋式が27基、和式が44基、洋式化率は38%であります。中学校では、洋式が24基、和式が39基、洋式化率は38.1%となっています。仮に洋式化率を50%とした場合には、小学校では9基、中学校では8基の整備が必要となります。

改修の費用でありますけれども、既存便器の設置状況、非常に狭いところにあるような場合には壁を広げなくちゃならないんですけれども、そういうことがないよという場合には、工事費等を含めて1基当たり15万円から20万円程度ではないかと、こう思います。

今年度の運動器検診では、しゃがみ込みができる児童・生徒はおりませんでしたけれども、生活が洋式化しておりますので、今後はその洋式化をしていく必要があると認識しております。今後、当面は洋式化率50%以上というのを目標に、重点施策として改修の優先度を高め、整備を進めていきたいと考えています。

費用につきましては、厳しい財政状況を踏まえて、国の学校施設環境改善交付金を活用する中で、改修費用を試算して、計画的に進めてまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問をさせていただきますけれども、運動器検診ですね、これはスクリーニングであるい分けをするわけですけれども、保健調査票に対するいわゆる信頼度というんですかね、どの程度、要するに保護者と本人で記入するわけですけれども、児童・生徒のいわゆる伸び盛り、身長が伸びるわけですけれども、文字どおり慎重なその検査が大事になるわけで、どの程度担任の先生が見ておられるのか、そこで漏れはないのかどうかというんですかね、その辺まず1点ですかね。

それから、いわゆる異常な生徒たちは少なかったということで喜ばしいことなんですけれども、運動のし過ぎ、あるいは運動不足に対する対策としては、もう少し具体的にどのようにされているのか。体育に関しては小布施町は非常にすぐれているというふうにお答えがありましたけれども、もう少し具体的なところをお願いしたいと思うんですね。

それから、トイレに関してですけれども、いわゆる使用状況の実態調査というんですかね、

児童・生徒、あるいは保護者のご意見等は伺っているのかどうか。

洋式化ですね。和式を望む生徒もいるような話を聞いたことはあるんですね。要するに、お尻が触ってしまうのは嫌がって、そちらを使うとかと、そんな話も聞いたことはありますけれども、今の時代ですから洋式化を進めるのが私はいいと思うんですけれども、そんなような意見があるのかどうか。

以上ですね。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） 再質問にお答えします。

1点目のふるい分けには確実に行われているのかということですが、これはもちろん全員について生徒、保護者で行っております。それから、漏れは、ですからありません。

運動のし過ぎ、あるいは運動の不足ということについてなんですかと、仮に中学校でいきますと、運動部に入っている率は大変高くて、おおむね9割になるわけであります。中学生の女生徒でいきますと一般的には6割台が多いので、そこからいきますと運動部の加入率は非常に高い、よって運動能力は高いと、こういうことになるわけなんですけれども、傾向としては、ですから運動不足ということは一般論として小布施の中學の場合にはないのではないか。運動のし過ぎは、もちろん部活の先生、学級の先生等に見ていただいておりますので、その辺のところは注意してやっております。

それから、トイレにつきましては意見を聞いたのかということなんですが、意見は特に聞いておりません。児童・生徒、保護者の意見は聞いておりません。ただ、洋式化率といふんですか、今のトイレ化率というのは小布施が必ずしも高いということではなくて、近隣においては須坂市などはもう6割を超えておりますので、洋式化率は高めなきやならないという意識は持っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りたいと思います。

妊産婦の産前産後ケアについてです。

厚生労働省によると、妊婦の鬱病によって胎児の発育不全の危険性が高まるほか、パニック障害や不安障害など神経症性障害では早産や流産のリスクが大きくなると言われています。同じく、厚生労働省の調査では、産後1カ月の女性の約1割に鬱の疑いがあったとのこと。また、産後女性のための体操教室を開くあるNPO法人が107人の女性に尋ねた調査では、

約8割が「鬱だった」、「鬱の一歩手前だった」と答えたそうです。

ちなみに、WHO世界保健機関が2月23日に発表したところによると、鬱病は男性より女性に多く見られるほか、鬱病が自殺の主要因になっていると分析し、発症が疑われる場合は、自分が苦しんでいることを信頼できる人に話すことが治療への第一歩だと提言しています。

産前産後ケアの充実が課題だと思われます。例えば、新潟県長岡市は、母子手帳の発行時に助産師や保健師が妊婦に不安事を尋ね、出産時や産後にもチェックすること。平成27年6月には、専門家が常駐する産後デイケアる～むを開設、利用者からは、話を聞いてもらえて重荷が取れたなどの声が市に寄せられているそうです。

町の妊産婦に対する相談体制はどのようにになっているでしょうか。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長 八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君） おはようございます。

渡辺議員の妊産婦の産前産後ケアということで、相談体制、どのようにになっているのかというご質問ですが、町でも母子健康手帳交付時には、必ず地区担当の保健師が面談をしまして、鬱等の精神疾患の既往がある妊婦さんには保健指導を行っております。また、必要に応じて妊産婦訪問や相談を実施をしておるところでございます。

それから、そのほかに両親学級ですか出生届ですね、届け時に妊産婦本人や家族に対してリーフレットを使用して、産後鬱について周知をしております。気になるときには早期に相談をするよう、お伝えをしております。

また、出産後は、産後2カ月までの間に全赤ちゃんを対象に、地区担当保健師が新生児訪問を実施しております。その際に、産後鬱の早期発見のための専門の診断ツールとして開発されましたエジンバラ産後うつ病質問票を中心に、3種類の質問票を使用しまして、心の状態を確認しております。産後鬱の疑いがある方に対しては、医療機関への紹介を行い、その後も担当保健師が継続して相談をお受けするというような支援を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） ここ数年の町に対する相談状況ですね、どのくらいあったのか。また、それに対してはどのような対応をされたのか。

町におられる相談窓口に立たれる方ですかね、はどういう人、保健師ですね、先ほど言い

ましたけれども、あるいは助産師、それ以外の人ですね。何名おられるのか。

それで、乳児健診というんですかね、いわゆる点としての体制はあるようですけれども、継続したというんですかね、常時相談に乗れるような窓口というんですかね、そういうものがあるのかどうか。そのあたり、お願ひします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のここ数年の相談の状況ということですが、先ほどのエジンバラの調査票等々で、やっぱり点数が一定以上高い方は鬱の可能性があるということでございまして、大体、今、ことしあたり3月現在で七十数件の出産がございました。出産件数は例年ちょっとばらつきがあるんですけども、その前後だということで、点数の高い方は大体、四、五人いらっしゃるというのが例年の数値になります。その方を中心に、場合によったらお医者さんを紹介したりとか、あるいは相談に乗ってやったりとかということで、経過とともに回復することがほとんどのような状況でございます。

それから、誰がその指導をしているのかという話が、地区担当の保健師が指導をしております。現在、地区担当を持っている保健師が5人ですか、おりますので、そういった方が基本的に乳児訪問を行いながら継続して相談を受けているということですので、常時その相談会場があるかという新潟の長岡市の事例なんですね、町に来ていただければ保健師がおりますし、相談があれば、ご連絡いただければいつでも相談に伺うというような状況で取り組んでおるところです。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、3問目に移りたいと思うんですね。

給付型奨学金の創設はということです。

文部科学省の学校基本調査によると、高校生の平成27年度の大学・短大進学率は54.7%で、この10年ほどはほぼ横ばいであるとのことです。ただ、ここには進学格差があって、年収400万円未満の低所得者層の大学進学率は約28%、年収1,050万円以上の高所得者層では約63%と、2倍以上の格差があるということです。成績もよく、やる気もあったが、お金がなくて進学を諦めた学生や、入学しても後が続かず、退学するケースも多いとのことです。平成24年度の文科省調査では、中退者7万9,000人のうち2割、約1万6,000人が経済的理由であったとのことです。

そんな中、政府は来年度から、小規模ながら給付型奨学金の導入に踏み切ることです。

内容は、住民税非課税世帯の1学年約2万人を対象に月2万円から4万円を支給するもの、また奨学金の返済に苦しむ卒業生が多いことから、同省は、奨学金の返済負担を軽くするため、所得連動返還型無利子奨学金制度、すなわち毎月の返済額を最長で15年間、本来の金額の3分の1にし、返済期間を延ばす制度をこの4月以降、年収325万円以下の人人が利用できるようにすること。対象は約48万人にも上るそうです。奨学金制度がここで大きな転換点を迎えることが見受けられます。

平成28年のOECD経済協力開発機構の報告によると、日本の18歳から25歳層の貧困率は19.7%とOECD35カ国中8番目に高く、17歳以下の子供の貧困率16.3%よりも高いとのことです。貧困による教育格差が将来の所得格差を生み出し、それが家庭の経済格差となり、貧困の連鎖となっています。

教育格差による所得格差を生み出す要因は、第1に、就業率の格差。学歴が低位にとどまってしまうと、最大で20%近く就業率に差が出ること。

第2に、雇用形態の格差。仮に就業できたとしても、学歴が低位にとどまってしまうと非正規雇用となってしまう可能性が高く、正社員になれるかどうかの割合は学歴によって最大25%の差が生じることです。

第3に、狭い意味での所得格差、すなわち正社員では大卒かどうかで所得格差は大きくなっています。ちなみに厚生労働省2015年度版ですが、賃金構造基本統計調査による男女の学歴別生涯最高賃金の比較ですね。レディーファーストで女性からいきますけれども、生涯における最高の賃金ですが、女性の場合、高卒の場合は22万5,000円、高専や短大卒の場合は28万7,000円、大学、大学院卒では42万7,000円と、それから男性の場合、高卒の場合は34万8,000円、高専、短大の場合は40万9,000円、大学、大学院の場合は54万4,000円。女性も男性も、高卒と短大卒の違いは6万円ちょっとですね。それから、短大と大学院の違いが14万円、これは男女とも同じです。高卒と大卒では20万円違ってくるんですね。

潜在的な高い能力を持ち、なおかつ学ぶ意欲を持った子供がそれを生かすチャンスを狭められているとしたら、子供にとって不幸なだけでなく、小布施町にとっても大きな損失になると考えます。

具体的な質問に移りますが、（1）現時点における小布施町の奨学金貸与者の実態は。

①貸与者数、貸与条件、学校の種類、金額は。

②返済と滞納の状況。

（2）給付型にした場合に想定される支給基準は。例えば、兵庫県養父市ですけれども、

将来を担う有用な人材の育成と同市への居住を促進するため、就学意欲のある若者の未来を応援するために、年間60万円の給付型奨学金制度を創設しているということです。卒業後8年間以上、市内に居住することを条件にはなっていますけれども。

では、お願いします。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） 渡辺議員の給付型奨学金の創設はというご質問にお答えをしたいと思います。

まず、（1）番の現在の町の奨学金の状況でありますけれども、町では、経済的な理由で就学が困難な学生が高等学校、それから大学などに通う支援として、育英金の貸し付けを行っております。この制度は、町の育英金基金を運用して、学生本人の勉学の意思や在学中の学校長の推薦状などを条件に付して、教育委員会の中で審査、判断をしていただいて、認めているものであります。

現在の基金の積立額は1億5,552万7,000円であります。このうち現在運用している貸付額は1億5,175万3,000円であります。また、このうち平成28年度の貸付者は54名で、今年度の貸付合計金額は2,875万7,000円となっております。

現在募集しております平成29年度の育英金の貸付条件につきましては、次のようになっております。まず、小布施町に住所または根拠を有する者であって、勉学の意思があり、所定の就学ができる見込みがあると認められる者、それから在学する高等学校等の学校長の推薦した者であるということ、貸し付けた育英金の償還が可能であると認められ、かつ確実なる保証人を有すること、それから独立行政法人日本学生支援機構及びその他の団体からほかに学資等の貸与を受けていないこと、それから父及び母の合計市町村民税の額が年20万円以下であることが貸し付けの条件となっております。

学校の種類、それから貸し付けの月の額につきましては、俗に言う高校、これは国公立の高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、俗に言う高校でしけども、これは国公立の場合は1万4,000円以内、私立は2万4,000円以内になっております。それから、高等専門学校は1万9,000円以内、国公立の専修学校専門課程及び大学の自宅通学は3万2,000円以内、国公立の俗に言う大学、自宅通学は3万2,000円以内で、自宅外通学は4万円となっております。それから、私立の俗に言う大学、これは自宅通学は4万円以内、自宅外通学は5万5,000円以内となっております。

育英金の償還につきましては、平成28年度は50名が償還中で、現在決定している28年度以降の償還者も含めますと、70名が償還中または償還予定となっております。

育英金の滞納につきましては、平成27年度末、去年度末で10名で150万円ほどの滞納がありました。その中で、どうしても償還が困難だなと思われる2名につきましては、今年度末で両方合わせて140万円ほどになります。残りの方は、遅ればせながら入れておられるということです。

それから、給付型の育英金につきましてでありますけれども、現在のところ、町では今のところは考えておりません。国では、先ほど議員からありましたように、進学先や下宿の有無に応じて月2万円から4万円を給付する制度を正式決定いたしております。住民税非課税世帯を対象に、1学年2万人が対象で、平成30年度から本格実施されるものであり、厳しい経済状況の家庭の生徒の皆さんを後押しするものであります。町では、国で本格実施される給付型奨学金制度の状況を踏まえて、平成30年度以降に町の育英金制度の見直しを図りたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、幾つか再質問させていただきますけれども、奨学金貸与の条件として、償還可能であると認められ、かつ確実なる保証人ということで、具体的にはどのようなものであるか。

それから、1人当たり返済の総額というのはどのくらいになっているのか。

今回、滞納されている人が何名かおられますけれども、その原因は何であるのか。

給付型の奨学金に向けて、平成30年以降、見直しされるそうですけれども、現時点でその給付型の奨学金を取り入れるに当たっての調査研究、どの程度されているのか。

以上ですね。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島聰君） 再質問にお答えします。

まず、返済額なんですけれども、返済額はもちろん、それぞれ借りていただいた金額によります。借りていただいた金額の期間の倍の期間で返済をすると。例えば、大学でありますと、4年間仮に借りていただくということになりますと、卒業されて1年間は据え置きをしております。借りていただいた金額を均等で8年間で返済することになっております。利息は無利子であります。ですから、返済額はそれぞれの方によって違う、借りた金額のち

ちょうど半分ずつ返すと、こういうことになります。

それから、おくれている原因なんありますけれども、本人の収入が少ないということがほとんどであります。まれには、これはまれにはなんですが、親御さんが返済されていて、本人がちょっと気がつかずにおくれるというようなこともあります。

それから、2名の方は、多額におくれている2名の方のうち1名は、勤務されているその収入状況が非常に悪い、もう1名の方は、そうではないんですが、ちょっとおくれているという状況であります。

それから、30年度以降見直しを図るときに、その給付型をどうするかということなんありますけれども、これは現在の町の奨学金制度全体をもう一回見直したいということあります。町の奨学金は無利子で、条件はありますけれども、申し込みいただくとかなりの確率でお貸しをしているわけでありますけれども、返済期間は、さっき言いましたように、借りてもらった期間の倍で返済してもらうというようなことがあります。これが日本学生支援機構でありますと、もうちょっと貸してくれる条件そのものがなるべく、それから貸してくれる金額が多額で、それから返済期間がさらに長いという、全体的には有利な条件になっております。

もちろん有利子だという、無利子のところと有利子のところがあって、無利子のところは1に対して有利子のところが2.5というふうに、有利子のほうが割合が多いということはありますが、有利子であっても現在は0.63%の金利なので、この辺まで全体に含めて、私どもの町でやっているこの育英金の制度と、それから学生支援機構で行っているものと比べて、比べてというか、総合的に判断して、町の制度としてどういうものがいいのかということを検討したいと思います。

それから、最初の質問の返済が可能であると認められ、かつ確実なる保証人ということなんですけれども、この償還が可能であると認められというのは、要するに大学、あるいは短大、専修学校等に行かれて、勉学の意思があって、卒業見込みが現在のところですよ、見込まれる、認められるのかなということと、それから就職ができるだろうという、そういうことですね、償還が可能と認められというのは。

それから、確実なる保証人ということなんですが、これは普通のお子さんでいうと、親御さんに加えて他人保証ということであります。一般的には親御さんの親戚の方が多いわけでありますけれども、その方を保証人にしております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 最初の質問が最後で答えていただいたわけですけれども、確実なる保証人が得られないような本当に困った家庭の子供は、なかなか奨学金、それ借りられないものなのかどうかというそのあたり、そういう生徒に対してはどうなのかというのが1点ですね。

それから、返還金ですね。月ごとと年数を掛ければ出るといいますけれども、最小どのくらいから最大どのくらいまであるのか。実際に金額を出せば、やっぱり違うと思うんですね。ぜひ、その金額をちょっと最低から最高まで出していただければと。お願いします。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島聰君） まず、確実なる保証人が見つからないときはどうするんだということなんですが、このときは教育委員会の中でもんで、教育委員に判断していただきます。確実な保証人がどうしても見つからないというときに考慮すべきなのかということは、教育委員の判断ということになります。ただ、先ほど申し上げました日本学生支援機構みたいだつてそうですね、保証制度というのもありますので、そういう点まで含めて、町の制度だけが絶対的にいいのか、全体的に見直してみたいということあります。

それから、返済の最高限度ということですが、最高で5万5,000円ずつお貸しをして、4年間お貸しをすると264万円になると。それを8年間でお返しいただくわけなので、月に2万7,500円になる、これが一番多額だと思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、第4問目に移りたいと思います。

逢瀬神社から横町公会堂へ向かう道の安全対策について伺います。

逢瀬神社前、国道403号と交わる町道22号線の出入り口付近、数メートルにおける用水路への転落防止対策について伺います。

最近、当該地点において、数度の車の脱輪自損事故が発生しました。時間規制による車の通行制限がなされてはいますが、抜け道として利用する車も多いようです。通学路にもなつており、用水路側への転落防止策として、ガードレールなどの設置は考えられないでしょうか。

①ガードレールの設置とした場合の費用は。

②それ以外に考えられる安全対策は。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

[建設水道課長　畔上敏春君登壇]

○建設水道課長（畔上敏春君）　おはようございます。

渡辺議員の4項目めの質問にお答えを申し上げます。

ご質問の町道22号線は通学路に位置づけられており、午前7時から9時と午後2時から5時までの間、一般車両が通行できないよう時間規制がされており、実際に子供たちが通学に利用をしています。ご指摘の場所につきましては、道路幅が2.8メートル程度で、道路南側には、道路面より一段低いところに開口水路があります。

議員提案のとおり、ガードレールを設置することにより水路への脱輪は回避できると思いますが、道路幅が狭くなり、逆に歩行者とすれ違いが危険な状態になると思われます。子供たちの通学時の安全対策として、何らかの方策の検討は必要だと思っておりますが、ご質問の中にありました通過車両の脱輪防止につきましては、周辺に道幅の広い道路もありますので、そちらをご利用いただければと思っております。

ちなみに、1点目のガードレールを設置した場合の費用ですが、設置が必要な区間が30メートルほどとなると思います。設置費につきましては60万円ほどかかると思われます。

2点目のそれ以外に考えられる安全対策ですが、段差解消まではできませんが、水路への転落防止の面では、グレーチングの設置も一つの方法と思われます。改善方法につきましては、道路に隣接する土地所有者の皆さんや地元の皆さんにご意見をお聞きし、検討をしていくことが必要と考えております。

なお、今回、通学路の危険箇所としてご提案をいただきましたので、3月17日に開催の小布施町通学路安全協議会でお話をさせていただき、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君）　渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君）　ガードレールを設置した場合に道路幅が狭まると言われましたけれども、ガードレールでどの程度狭まるのかね。あるいはガードレールまでといかなくとも、ポールを立てるとか、幅を余りとらずに何か防止できるものがないかどうか。

それから、事故が二、三起きているわけですけれども、その事故原因について何か把握されているのかどうか。

それから、もし先ほどガードレールを設置するとした場合のその区間ですけれども、30メートルはちょっと長過ぎる感じがするんですね、私、見た限りでは、長くとも10メートルぐ

らいかなと。自分ではかったわけじゃないですけれども、30メートルは長過ぎるんじゃない
かとちょっと私は思いますけれどもね。

それから、隣接の土地所有者ですけれども、実はこのお話はその隣接した土地の所有者か
らのお話なんで、地権者は納得されております。自治会からのまだ要望はないと思いますけ
れども、安全協議会でぜひ取り上げていただくことはありがたいことです。そのあたり、お
願いします。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君）　再質問にお答えをさせていただきます。

ガードレールの設置によって道路がどのくらい狭くなるかというご質問でございますが、
道路の端の部分にガードレールを設置した場合、20センチから30センチほど狭まってしまう
んではないかというふうに思っております。また、車が通行する際にガードレールぎりぎり
に走るということはありませんので、感覚的にはもう少し幅をとってもてしまうというふうに考
えております。

あと、ポール等の関係につきましても、一つの方法としては考えられますので、その辺に
ついても協議会のほうで検討をしていきたいかと思っております。

事故原因の関係なんですが、この降雪、大雪によりましてわだちにはまってしまい、回転
をしてしまって脱輪をしてしまったという連絡は1件いただいております。降雪時以外での
脱輪については、こちらのほうでは把握をしていないような状況でございます。

区間の10メートルほどではないかということでございますが、ご質問をいただいた後に、
こちらのほうでも現地を確認をさせていただいておりまして、403号の取水、入り口のところ
から畠の所有のお宅の倉庫のところまで開口水路になっておりまして、20メートルから30
メートルの間ぐらいの距離があるということで、町のほうとしましても現地を確認をしてご
ざいます。

また、先ほど隣接する、きっと水路に隣接しているお宅からのお話かと思いますが、その
辺の方からもお話をいただいているということですので、それらも含めて対応について検討
していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君）　以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 小林 茂君

○議長（大島孝司君） 続いて、7番、小林 茂議員。

[7番 小林 茂君登壇]

○7番（小林 茂君） それでは、私のほうの質問をさせていただきます。

今回の大雪で学んだこと、そしてまたその課題、あるいは対策についてお尋ねをしたいと
いうふうに思います。

1月14日から17日まで、記憶にないぐらいの大雪でありまして、この雪に対しては事前に
報道関係からある程度周知はされていたわけですが、まさかここまで降るというふう
には誰しも考えていなかつたろうというふうに思います。少なくとも、この地では過去に記
録のないような大雪だったというふうに受けとめています。そのことによって、住民生活は
もとより、農業初め経済活動において、全てに大きな直接、間接に被害を受けました。

町当局初め、除雪の業者の皆さん、夜間、早朝に及んで長時間、あるいは長期間の除雪対
応をされまして、心身ともにお疲れになったことだろうというふうに思います。改めて、そ
の点については感謝を申し上げます。

素早い対応に感謝の言葉も聞いてはいますけれども、たくさんの苦情もまた耳にも入って
おります。昨日も、千曲川堤防上の重機による泥だらけになっている雪の山を消雪するとい
うあの作業も見ていましたけれども、大雪というのは、やはりその場だけじゃなくて、長期
にわたって大きなやっぱり負担があるんだろう、そんなことを思ったわけであります。

現在、日本の全体の土地の面積のうち51%が豪雪地帯という指定をされていると言われて
おりますけれども、日常生活に大きな影響を与えたというような豪雪を戦後だけで見てみると、昭和38年、それから56年、それで平成になって13年、18年、最近23年、26年というよう
に、近年増加傾向にあるように思われますが、ただ、豪雪というのは何をもって豪雪とす
るかという定義は非常に難しいんだろうと思います。

しかしながら、局地的には毎年のようにどこかで必ず大雪の被害というのは報じられてお
ります。予期せぬ豪雪のときに、例えば火災とか、あるいは救急救命が発生するとか、ある
いは地震と同時にこれが発生したというような、そんな複合災害というふうなことを考えた
場合、雪害対策というのは、改めてここで再構築をしていかなければいけない重要な課題では
ないかなというふうに思います。

今回、一般質問の中で、この関係については小西和実議員、そしてまた山岸裕始議員が町
の除雪体制について質問されますし、川上議員におかれましては大雪と農業被害の関係につ

いての質問を予定されておりますので、できるだけ私のはうはそれらを避ける意味で、住民の自主的な除雪の部分について中心に質問をしていきたいというふうに思います。

まずは、小布施町の雪害対策というのは、小布施町地域防災計画の第4編、実はその他の災害という中に入っているんです。その中の第1節に雪害対策というのが規定されておりまして、この規定に基づいて現在除雪等がされているというのが実情でございます。この雪害対策の中で、町は道路交通の確保計画に基づき、除雪体制の強化、そして道路機能の確保を図ることと、住民に対して自宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけると、この2点を基本にして、ここでは対策を計画しているわけであります。

この前段のほうの除雪体制の強化、あるいは道路機能の確保というのは、これは近隣の事業主の皆さん方の協力を得て、持てる機械設備、それらを結集して協力をしていただく、そしてまた今まで培ってきたハードと、そういったものをあわせていけば、問題はあるとはいいうものの、年々効率的で効果的な除雪を可能にしていくということは期待できるんだろうというふうに思います。

しかしながら、後段のほうの自宅周辺等の自主的な除雪については、この機会に今までの全てをリセットして、本音の討議、討論をしていかなければいけないんじゃないかななど。みんなが持っている意見、要望というのを改めてここで出し合って、時代に合った新しいモラルというのをこれからつくっていかなければいけないんじゃないかなというふうに考えるわけであります。

その理由は、住民は、一定量の降雪があった場合、自宅付近等については自力除雪に努めることとともに、町が行う除雪、排雪に進んで協力するというようなことでありますが、これが今までやってきた要するに基本ですが、少子化、高齢化という中で家族構成が変わると、そういった中では自宅の周辺すらも除雪ができないと。ましてや、通勤とか、あるいは通学の関係で、雪が降ればいつもよりもさらに早くうちを出なきやいけないという人が非常にふえてきているわけですから、要するに除雪、排雪に協力できるパワーというものは低くなっているというか、むしろ今ないに等しいような状況になっているんだろうというふうに思います。それが実態ではないかなというふうに思います。

雪は車の大敵なんですけれども、実は逆に、雪道は車だけが頼りなんあります。歩いてなんていうのはとても行けるわけありませんし、歩道だって除雪をするわけでもありませんから、もう車だけが頼りになってくるということですから、全ての人は車を持ち出してくるということであります。しかも、雪が降ろうが何があろうとも、住民の皆さんというのは

基本的には、何があってもいつもと同じような生活リズムというのを求めていて、それを崩すというのは非常に苦痛なわけでありますし、大変なことあります。だから、そのために不満とか苦情もたくさん出るというのは当然のことだろうと思います。

何遍も言うようですが、自宅周囲の除雪とか排雪というのはやって当たり前だという昔の古きよき慣習というのは、これは大事なんですが、呼びかけだけでは、やっぱり今回のようにたくさん雪が降った場合、対処というのは非常に難しいと。そういうことでは、改めて新たな仕組みというのを考える時期にあるんだろうというふうに思うわけあります。

しかも、その雪の多いときに、例えば火事が発生したとか、あるいは救急車が入らないで救命に時間をかけてしまったとか、あるいは大雪のときにとんでもない地震が発生したら一体どうするんだと、そんな複合災害というようなことを考えると、防災対策としての雪害というふうなものも大きなやっぱり課題になってこれからいくんではないかなと、既にまたそうなっているんだろうというふうに思います。のために、今回のこの豪雪から学んだことを糧に、その課題と対策について住民を巻き込んだ議論をして、新しい官民協働の姿をつくるべきだというふうに考えます。

そこで、今回の大雪で学んだこと、そしてその課題と対策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですが、今回の大雪に対する一連の除雪、排雪、消雪作業において、行政からいってうまくいったもの、あるいはまずかったものってどんなものがあったのか。その課題は何だったのか、あるいはその対応というのはどんなふうにしたのか、まずはお答えをいただきたいと思います。

それから、2点目ですが、今回の雪の中で住民から苦情とか要望のたくさんあったもの、その主なものはどんなものがあったのか、あるいはそれについてどんな対応を町が行ったのか、それについての答弁をお願いしたいと思います。

それから、3つ目ですが、今回は我々が特に感じたのは、情報がない、あるいは交通規制というのはほとんどされないと。逆に言えば、そういうところへ人をかけることはできないと、広域なためにそういうことになるんでしょうけれども、そういった意味で、雪害に強いまちづくりの基本というのは、町が道路の機能を確保するというのは当然ですけれども、今後の少子化、あるいは高齢化、そしてまた住民ニーズの多様化というふうな考慮をした中で、基本的に見直しをしていく必要があるんではないかと、これについてのお考えをお

聞きしたいと思います。

それから次に、道路上ですれ違いのできるような除雪をしてほしいわけですが、実質的には町内ではそういったのは無理な道路はたくさんあります。道路沿いの民地等を利用して、せめて途中で車両が一時的にどちらかが退避できるような場所、最低限そのくらいの確保をし、そしてそれが見えるような標識の設置というふうなものを、やっぱり雪の降る前に呼びかけていく必要があると思います。町の除雪対策会議の前に、自治会等に呼びかけて検討していただいて、その結果を対策会議に反映させていくというような住人参加型の対策会議にしていく必要があるんではないかなといいますか、その点についてどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

それから、5番目ですが、小布施町の地域防災計画の第4編第1節、これはその他の災害の中に雪害対策というのを置いているわけでありますが、地震対策は全然別に設けているわけがあります。これは予知も難しいし、いつ、どこで起きるか、そしてまた大規模な災害が発生するということで、これは当然だろうと思います。その次に風水害対策というところを持っているわけでありますが、雪害対策はその後のその他の対策の中のたくさんの中の一つにしかすぎないんですけども、やっぱり複合災害というようなものを考えたときには、地震と風水害、あるいは地震と雪害、大雪ですね、そういったものを考えたときには、やっぱり格上げして、この辺については再検討をぜひお願いしたいと思いますが、それについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小林 茂議員の大雪で学んだこと、その課題と対策についてお答えを申し上げます。

最初の今回の大雪に対して行政から見た主な課題は何か、その対応はということでござります。

まず最初に、ことし1月14日から17日にかけての連続した大雪によりまして、町道等の交通確保に支障が生じ、住民の皆様、また町内を通過する皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたこと、この場をかりておわび申し上げます。

また、町では1月15日から排雪を始めておりますが、除雪をお願いしている企業だけでは間に合わないことから、町内の造園業者の皆さんにも急遽お願いをして対応いただきました。このことに関しましても、この造園業者の皆様等に厚く御礼を申し上げるところでございま

す。

さて、町道の町の除雪につきましては、今、議員がご指摘のとおり、地域防災計画、第4編その他の災害対策編、第1節雪害対策において定めております。この中では、短時間に強い雪が見込まれる場合の道路管理者が相互に連携することや、降雪や積雪の状況、気温等から雪害の発生を予想していくこと、除雪活動における消防団の出動や住民の協力等について定めております。

今回のこういった大雪に対する町の対応について検証を申し上げますと、1月14日朝方から17日朝方までの除雪につきましては、14日は深夜、15、16、17日につきましては未明または朝方からの出動を前日の夜にお願いをしております。出動開始時間につきましては、除雪車によって差はありますが、早い除雪車は夜中、午前1時、遅い除雪車につきましても4時には出動をしていただきまして、対応してきているところでございます。4日間にわたる降雪があり、その除雪で雪が路肩にたまりまして道幅が狭くなり、また除雪が間に合わず道路が圧雪して覆われた状態となってしまったわけでございます。

道路幅が狭くなったり、車が通れなかったり、あるいは交互通行ができず、こうした接触事故等のおそれもありまして、1月18日からは幹線道路を中心にいたしまして排雪を行いました。幹線道路については、おおむね1月中には排雪を終えまして、2月に入ってからは、自治会要望からの町内道路を含めまして排雪を2月5日までに実施をしております。1月14日、夜遅く除雪を始めましたので、町内の交通等の確保に約3週間を要したこととなったわけであります。

このほか状況といたしましては、ご存じのとおり、国道403号につきましては17日午前中の渋滞と当日昼ごろから翌日昼ごろまでの排雪のための全面の通行止め、また同じ17日には県道中野小布施線、いわゆる広域農道でございますが、また小布施町におきましても渋滞が発生したわけでございます。

以上、こういった検証もしてみると、今回の大雪に関する課題として上げられますのは、雪害に対する一つ体制の問題があったと考えております。現在の地域防災計画におきましては、建設水道課が担当組織となっておりますが、こうした町内全域で交通灾害が生じている状況は、いわゆる大規模地震等が発生した際の災害に同じ状況というように考えておりまして、建設水道課のみでなく、全課、全町を挙げての体制、災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設けての対応をしていく必要があったというふうに今は考えておるところでございます。

今後の降雪状況を予測することは、近年いわゆる異常気象の発生もあり、難しいものがございますが、今回のような事態が少しでも予測される場合につきましては、災害に備える基礎として、雪害警戒、あるいは雪害対策本部の設置をしていきたいと考えております。

町内には国道、県道も幹線道路として走っております。先ほども申し上げましたが、この道路も渋滞、あるいは通行止めとなり、交通障害が発生いたしました。渋滞の一つの原因といたしまして、チェーンをつけていない大型車両が立ち往生いたしましたことでありまして、こうした車の一連の先ほどご指摘がありましたとおり通行規制、あるいは避難所への移動などが必要でありまして、広域的な対応も必要であったと考えるところであります。

地域防災計画の雪害対策におきましても、強い降雪時の連携が記載されておりまして、降雪に際しましては、今まで須坂建設事務所、あるいは須坂警察署との連携を図ってきておるところですが、今後こうした大規模な雪害を想定いたしまして、より広域的に対応できる体制づくりを強固にしていきたいと考えております。

次に、除雪、排雪についてであります。3週間にわたる除雪、排雪につきましては、深夜からの作業もありまして、除雪業者の皆様に大変ご苦労いただいたところでございます。

除雪につきましては、特に課題につきまして、やはり雪を置く場、雪置き場の確保でございます。降雪前に、例年、除雪した雪を置かせていただける方にお願いを済ませていたところですが、ことしは大変雪の量が多く、事前にお願いをしていない方の畑にも雪を置かざるを得ず、後からのその方への連絡となってしまい、なかなかこの連絡がうまくいかず、お叱りを受けたケースもございました。来年に向けましては、ことしの雪をもう想定いたしまして、できるだけ多くの雪置き場の確保を皆様のご協力を得てしていきたいと考えております。

排雪につきましては、雪をトラック等に載せて雪捨て場まで運びますので、大変時間がかかります。また、今回特に大変寒い日が多かったことから、時間がたつにつれまして雪が氷状態になります。多くの町道で排雪が必要となり、冒頭も申し上げましたとおり、除雪業者に加え、造園業者の皆様にもお願いして行ったところでございます。

排雪につきましては、それまでの降雪状況、あるいは今後の降雪状況を踏まえて、いわゆるどのタイミングでやるか、実施できる適切なタイミングというものを考えていきたいと思いますし、可能であれば、できるだけ雪が排雪しやすい状態、運びやすい状態におけるタイミングを実施できる時間帯というものを考えていきたいと思っております。

また、この排雪につきましては、今回、造園の事業者さんに急遽お願いしたわけでございますが、のことにつきましても、こういった状況も踏まえまして、来年は事前に、こういった除雪業者以外の協力できる事業者の皆さんについてもお願いをしていければと考えているところでございます。

2番目の住民からの苦情・要望の主なもの、その対応についてでございます。

住民からの要望・苦情ですが、主なものといたしまして、除雪に来る時間が遅い、除雪がうまくない、下手である、除雪をしていない、道路とかしていないと、これは主に除雪路線になっていないところの苦情でございます。また、雪を家の壁等に押しつけられた、あるいは入り口等に押しつけられた、あるいは畑に雪を入れられたというものが主なものでございます。

除雪計画におきましては、現在の町の町道の除雪路線については88.5キロ、町道の46%になっております。除雪をいただいている業者は14社であります、除雪車は29台、1台当たり平均で約3キロの除雪を行うこととなっております。計画におきましては、早朝4時半ごろから通勤・通学路を中心に行いまして、おおむね目安といたしますと午前7時としているわけでございますが、近年は降雪量が大変多かったりいたしまして、特にことしの場合などは、お昼、あるいは10時間以上の除雪を行ってきたところでございます。

今回の除雪が、3月ごろまで雪が降る可能性もあるわけですが、終了した後、いろいろ苦情も寄せられました。また、いろいろな課題等もありますので、こういった点について意見、ご苦情、あるいは要望をまとめ、また除雪業者も出席していただきまして、今後の対応について考えていきたいなと思っております。

具体的には、対応についてですが、時間帯が遅いという、除雪時間が遅いことにつきましては、基本はやはり申し上げましたとおり通学・通勤路を中心に行っております。順次の除雪となっておりますので、これが終わり次第、早急に行っていく旨をご説明申し上げたところでございます。

また、除雪がうまくない、なかなか除雪されていないところにつきましては、現場等を確認いたしまして、再度、除雪業者に除雪をお願いしたところもあります。

また、除雪をしていないところにつきましては、先ほど申し上げた幹線道路について中心にやっているということでお答え申し上げましてはおりますし、またいわゆるその後、町内の自治会の道路につきましては排雪を行っているところであります。

以上がそれぞれ、また畑に雪を入れられたということにつきましては、これは後ほどの後

の連絡になってしましましたのでおわびを申し上げましたところであります。この場所につきましても、排雪の要望があったところにつきましては、その畠等の排雪を行っているところであります。

3番目の今後の雪害に強いまちづくりの基本ということの質問でございます。

今、議員が申し上げましたとおり、この経過、雪害対策において、町は豪雪時には道路機能の確保を図り、住民に対して自主的な除雪について呼びかけをしているということにしております。ご存じのとおり、降雪がありますと、朝方、町が除雪を行っていること、また自主的な除雪の要望を同報無線を通じて行っているところであります。

住民の皆さんによる除雪というのは大変ありがたいわけですが、今お話がありましたとおり、なかなかご高齢のご家庭が多くなりまして除雪が難しい、あるいはその勤務の形態、早朝出る方が多いということで、徐々にそういった住民の方による除雪が少なくなっている現況もございます。こうした状況を踏まえますと、単に町民の皆様の今のところは自主的な除雪をお願いをしているところでございますが、議員ご指摘のとおり、新たな体制、仕組みも考えていくべきと思います。

ただ、なかなかこの新たな体制は難しいものでございますが、中にはやはりみずから除雪機等をお持ちになって、近辺の周りを除雪している方もいらっしゃいますし、ご協力いただける方も少なからずいらっしゃるというふうに考えております。例えば、現在それぞれ時間帯を見ますと、それぞれそこのすぐ時間に除雪を行っているわけでございますが、いわゆる団体、あるいはグループとして一緒に除雪を行うことで、より効果的な除雪もできますし、お互いが頑張りますし、また地域のつながりも出てくると思います。

地震等の災害時におきましては、いわゆる隣組単位での避難、誘導等を想定しているわけでございますが、こういった、先ほど申し上げましたが、雪害につきましても、いわゆる防災計画、災害対応ということで考えますと、こうした中で計画をまた見直すわけでございますが、いわゆる計画として、そういった隣組単位での対応というものも考えていかなければいけないと思っております。

特に29年度になりますが、いわゆる自主防災組織の組織強化、なかなか現在の自主防災会というのは、自治会長がリーダーなんですが、自治会等の事務が非常にお忙しくて難しいという中で、やはりこういった自治会の防災活動についてリーダーの育成を行っていきたいと、これはもう自治会の方とのご相談になるわけですが、こういった組織づくりを今考えているところでございまして、こういった話し合いをする中で、この除雪の体制についてもどんな

ことがこれから自治会の中で可能か、いろんな機械をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういった方を含んだ新たな除雪の体制づくりを考えていければと思っているところでございます。

4番目のいわゆる車両の避難所の確保ということです。

この点についてはおっしゃるとおりでございまして、多くの道路で、先ほど申し上げましたが、道幅が狭くなりまして、交互通行が難しいということです。排雪が十分間に合わない道路につきましては、ご指摘のとおりでございまして、狭くなった道路の中で1つ、2つでも避難所があることで、車がお互いに立ち往生しなくて済むということです。来季に向けては、こういったこの状況になりやすい道路については避難場所の確保というのを事前に行っていければと考えております。

標識につきましても、やはりその存在を知らせるという意味で、遠方から自分の車の位置、あるいは相手の車の位置、避難所の位置が確認できますので、ぜひ、避難場所が確保された際は、この標識も設置していきたいと考えております。

地域防災計画の中で格上げについてということでございます。

現在の地域防災計画につきましては、今、議員からもお話をありましたとおり、第1編から6編まで構成されておりまして、第1編が総則、第2編が震災対策、これは地震を想定しております。第3編が風水害、豪雨災害等でございます、あるいは洪水であります。第4編がその他災害対策編、第5編が資料編、第6編が様式編ということでありまして、雪害対策につきましては、その他対策ということで規定されているわけであります。

このその他対策というのは、このほかに例えば航空災害対策や鉄道災害対策、大規模な火災災害対策、火山対策などということでありまして、やはり災害として発生する頻度が非常に少なかつたり、あるいは規模も小さいということで想定している感がございます。

今回の大雪では、除雪のほかに排雪が必要となったわけですが、この現在の雪害対策では、排雪についてほとんど、わずか1回だけ記載しておるわけでございますが、具体的な記載等はございません。やはり今後、排雪も含め、あるいは新たな住民の皆様との除雪体制、排雪体制も踏まえて、この雪害対策編については見直しをしていく必要があると考えておりますし、また特に広域的な連携についてもさらなる見直しを考えていかなければと思います。

格上げにつきましてですが、例えば他の市町村等を参考に見ますと、やはり同じ他の災害対策編の中で記載しているところもございますし、新たに豪雪地帯などは、豪雪地帯の市町村では雪害対策編として一つの編として計画に盛り込んでいるところがございます。具体的

にその見直しの内容、改正内容を踏まえまして、どういった形でそこの何編に織り込めばいいか、あるいは風水害編がいいのかも含めて、この見直しをことし防災計画を行いますので、この点についてそれらも踏まえまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） 詳細にわたって経過、あるいは内容について答弁いただきました。

その中から二、三再質問させていただきますが、まず最初の大雪に対して今回の中で、町、行政から見た主な課題は何だったかというような中で、1つは、全町挙げてやっぱり対策本部、あるいは警戒本部、名称はともかくとして、全町でやるべきだったというふうにというような答弁でございました。今後はぜひそういうふうにしていただきたいわけですが、ただ、その前に、今回ある程度期間があったわけあります。14日から降り始めた雪でありますから、そして本当に生活に困ったのは16日ぐらいから17、18日と。その間で途中で、じゃみんなでやるかというような体制に町はならなかつたのかどうか、その間ずっと一部の人任せをおいたのかどうか、その辺のところの経過についてちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つは、大雪というのは年に1回あるかなしかというふうな話だと思うんですけれども、空振りが怖くて例えば出動要請できなかつた、それに対して後でとがめるようなことがあっては絶対ならないんだろうと思うんですね。したがって、空振りがあつたっていいじやんかと。例えば地震なんかの場合、津波でもそうですよね。津波来るぞといったって、実際には来ないことだってあるわけでありますから。でも、やっぱり大事なことは、住民を含めてそういうときには声上げて、そしてみんなの協力を求めるというような体制はつくるべきだというふうに思うんであります。その辺についての考え方をひとつお聞きをしたいと思います。

それから、その中で、今回のこれを踏まえて排雪の場所等を事前に検討していくと。確かに必要だろうと思いますが、いつごろから始めていくのかという話なんですが、私はやっぱりもう夏ごろからこれやっていかなければいけないんだろうと。言ってみれば、自治会の運営もある程度うまくいって、半年ぐらい経過した時点、もう夏から本当に9月ごろにかけてこれやらないと冬には間に合わないんじゃないかなと思いますが、ぜひそんなふうなことも含めて検討をここでお願いしたいんですが、それについてのお考えをお聞きしたいと思います。

それから、住民からの苦情とかはいろいろあったようですが、およそ件数とか、どんな、いつごろ、いつごろというのは、今回の場合14日から降った雪ですが、いつごろその苦情が一番多かったのか。大ざっぱでいいんですが、町の事務一般がとまるほどの苦情があったのか、あるいは本当に一部で対応できるぐらいであったのか、その辺について実態を紹介をしていただきたいと思います。

次に、自主防災組織の機能強化というような形で平成29年度に考えていきたいというようなことがありまして、確かにこれはもう必要だろうというふうに思います。今のどちらかというと名ばかりで、例えば今回の大雪の場合でも、じゃその防災組織の中で何かできるかといつたら、具体的に行動も規定されているわけでもありませんからできない。そういう気持ちが一、二あったとしても、組織的には動かないわけですから、ぜひこれはお願いをしたいと思うんですけれども、これについても具体的にひとつ、自治会長さんを含めていつもから始めていこうとしているのか、その辺のところについての時期についてお答えをお願いしたいと思います。

それから、最後ですが、防災計画の中で私が言っているのは、雪害対策というのはやっぱり格上げして、本当にみんなでやらなければいけないんじゃないかなと、そういうものだらうと。そしてまた、これは全てのそこに住んでいる人たちが直接関係するものでありますので、地域の住民の協力なくしては成り立たないものでありますので、ぜひひとつそういった意味で格上げをして、しっかりしたものにしていくということで、風水害対策と同等の取り扱いをぜひしていただきたいというふうに思いますが、その辺についてのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

最初のいわゆる災害対策本部としての全町を挙げての組織づくりが、今回目にちがかったが、できなかつたということです。

私のほうで考えておりますのは、いわゆるいろんな情報収集ですね、今回も国道が渋滞、あるいは全面通行止めになりました。あるいは、各地域でかなり除雪が路肩にたまりまして、一方通行、あるいは交互通行ができないということでありまして、組織といたしますと、そういうたぐいに変化するものに対応するには、ある程度予想して、事前に立ち上げてあってこそ、その価値があるのかなと思っておりまして、今回のことにつきましては、いわゆる建設水道課中心になってしましましたので、結果として17日の朝方の雪、それ以降の排

雪ということで、具体的なこの事業については、あとは排雪の業者に指示を行うというような段階になってきておりましたので、そういった意味では、今回、全町的な組織体制には組織するまでに至らなかったということあります。

今、思い出しますと、非常に大きな雪だるまが出ておりましたのがいわゆる1月14、15日でありまして、これも言いわけではございませんが、果たしてあそこまで16、17日と大きな雪が降るのかなということも備えが十分なかつたという点は反省しておるわけであります。今後、こういった大きな雪の予想されること、あるいは大きな非常に寒気が来た場合は、そういう組織をやはり事前につくるということで、できる限り交通路の確保をしていくける体制というのを考えていければと思っているところであります。

また、今と同じになるわけですが、やはり天気予報が十分そういったものがなくても出動をお願いするということもあり得るかと思いますが、これも業者との話し合いの中で、そういうことが可能なのかどうか。今の除雪の計画では、やはり午前4時半ごろに見て、10センチ以上の降雪があった場合に除雪をお願いしているわけであります。どこまで仮に雪が降らなくても可能なのかということですが、通常は、やはり事態、状況ですと、そんなに雪も積もっていませんので、10センチの確認ができた時点でお願いすればいいかなと思います。

今回、特に除雪、除雪と連続したことで、要はもう道路に除雪の雪が路肩にたまってしまいまして、除雪ができないということで業者からもお話がありまして、最終的に排雪に至ったわけでございます。ですから、そういう降雪の状況、除雪の状況を見まして、いつ排雪に入っていくかということがやっぱり一つ重要であったかと思います。予想しての出動については、果たしてそういうことが可能であるのか、あるいはそういうことで効果的な除雪ができるのかについて、また考えさせていただければと思っております。

それと、いろいろ申し上げてまいりました除雪、排雪の体制につきましては、これは本当に今も夏ごろから実は業者にお願いして、その現場等を確認したり、問題があるところは、その辺は対応を各地権者の皆さんにお願いしているわけであります。これもことしはこういう状況を踏まえまして、より早目に、またお願いする場所も多くなってきますので、動いていきたいというふうに考えております。

苦情の関係については、課長のほうからお願いしたいと思っております。

それと、自主防災組織をいつごろまでに、今のは自主防災組織の強化ですか、これも自治会長の皆様にお願いして、町の構想をお話ししていくと。まだ十分な構想が予定としてはで

きておりませんが、まず構想を固めまして、何とか一定の目安をことしの秋ごろまでにはつけたいなと思っております。

当然、今の実は除雪体制のお話も、こんな形でいければということを、ことしのできましたら町政懇談会において、各自治会、あるいはコミュニティの中で行う予定でありますので、こういった形の除雪について住民の皆様と町と体制を組めないか、これはご提言申し上げていければと思っておりますし、今申し上げました組織の防災体制の強化についても、そういった懇談会の中である程度原案的なものをお話しして、何とか冬前の秋までにおおむねの形を組み立てていければというふうに考えているところでございます。

あと、格上げについては、議員が今おっしゃられた意見、十分踏まえていきたいと思いますが、一つの編としてやりますと、なかなか本当にかなり豪雪地帯の場合は考えられるんですが、風水害編とのその中に入れ込むということも可能かと思いますが、風水害編ですと、要するにいろんな洪水も、あるいは台風災害も全部ひっくるめた中での記載になってしまいますので、そこらを特に雪害についてはこういうふうにやっていくんだということがわかるような形で組み込めば、そういったことも可能ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君）　畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君）　議員より再質問のありました苦情の発生、寄せられた時期等についてでございますが、この時期につきましては、16日以降に地区のほうから、やはり雪が除雪ができていないとか、そういうものが徐々に寄せられております。特に18日以降につきましては、すれ違いができない等の苦情が多く寄せられまして、排雪作業に至っているわけでございます。具体的な件数等はちょっとこちらのほうでは把握していないので、大変申しわけございません。

また、1月末になりました、一時的に気候が緩んだ段階がございます。それまでは圧雪状態になっておりまして団地内の通行ができたわけですが、シャーベット状になってしまいまして、どうしてもわだち等ができてしまったということで、各自治会の団地内から多くの苦情が寄せられまして、それに対応するために団地内の排雪等を実施をしてきたところでございます。

また、農道につきましても、耕作地まで行けないというような苦情等もありまして、県のほうからも連絡等が寄せられまして、一部の幹線的な農道について除雪を実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、最後に1点だけ再質問させていただきます。

今回、大雪で多くのものを学んだわけありますが、そういった中でやっぱり全町挙げて取り組むべきだというふうなことを言われまして、ぜひそれをお願いしたいわけでありますが、その中で前から気になっているんですが、よく町政懇談会に、私はこのコミュニティの担当だというふうに職員の皆さんにおっしゃいます。こういうときというのは、本当にそのコミュニティの担当という人は何やるんですかねというふうなことを、いつもこういったものがあったときに思うんですね。

やっぱりそれはすごく大事なことで、町の職員の皆さんがその地域に出かけていって、別に御用聞きに行けというわけじゃありません。ただ、状況をやっぱりきちんと把握してもらえるということは、住民にとっては非常にうれしいことだし、それが安全・安心につながっていく一番もとだと思うんです。そのために、多分コミュニティの担当者というのはいらっしゃるんじゃないかなと思います。ぜひその辺について、今回の大雪に限らず何かあったときに、例えば風水害もそうですけれども、あったときに、もう少し町として機能的にその人たちが働くような、そういう仕組みというのはぜひひとつ考えていただきたいと。これは要望ですが、その辺についての答弁もあわせてお願いをしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再々質問にお答えを申し上げます。

今、小林議員ご指摘のとおり、コミュニティ担当職員というのは、今でいいますと各課ごとにそれぞれのコミュニティに職員を配置をしておるわけでありますが、具体的にそのコミュニティ活動、あるいは地域の皆さんとのかかわりというのはほとんど今ない状況でございまして、町政懇談会において、その場に行ってお話を聞きしているというのが現状でございます。

今、特にコミュニティの問題、あるいは自治会の問題というのは、いわゆる大きな課題となってきておりますし、町の基本がやはり自治会、あるいはコミュニティにございます。ことは、いろいろ大学等の参加もございまして、こういった自治会、コミュニティのあり方も研究していくんですが、やはり町職員が地域の皆様のお声をじかに聞いていく、あるいはいろんな場でその現場に出かけていくということが必要だと思いますし、特に例でいえば、今回のようにいわゆる大雪の中で具体的に地域がどうなっているかということも、やはりこ

れは当然知っておくべきだと思います。

災害対策においては、各地域の職員がそういった地域の情報を収集するということも規定しております。こういったものを含めまして、より地域に密着した、地域の方といろいろな場面で状況把握できる、あるいはお話し合いができるコミュニティのこの形を考えて、つくりていけばと思っております。

以上でございます。

○議長（大島孝司君） 以上で小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 小林正子君

○議長（大島孝司君） 続いて、13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番（小林正子君） 通告に基づいて、2点質問してまいります。

まず、1項目めは、誰もが安心して老後を送れる介護施策について質問します。

改定介護保険法がうたう地域包括支援システムも、要支援サービスの見直しも、その多くを市町村の裁量に委ねています。これは介護保険制度の後退であり、国民への裏切りとも言うべき約束違反であります。改定介護保険が含む多くの問題について、市町村のレベルで自分たちの頭で考えていくことが求められています。

いわゆる高齢化率が最高となると試算から言われる2025年問題にどう対応するのか、今後10年間で急速に高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上になって後期高齢者が多数になり、単身老夫婦世帯が急増する小布施町としてどうするのか、高齢者の生活を守るためにどのような施策やシステムが必要なのかを小布施町がみずから高齢者の生活実態をつかんだ上で考えることが求められているのですが、その前提に、この制度改定は、国が介護保険制度で国民に約束した当初の制度からの後退であることを率直にまず認めるべきです。その上で、地域の住民の皆様にさまざまな協力と参加をお願いすべきと考えます。

現状では、担当の方々の小布施の介護のこれからについてお話を聞いておりますと、この反省の認識が全く欠落していると感じるとおっしゃる声が聞こえてきます。団塊の世代や高齢化率の高騰は、今に始まったことではありません。想定外のことではありません。にもかかわらず、国民から介護保険料を徴収し、大変な在宅介護に公的支援の手を差し伸べるとし

て介護保険制度は始まったことを思い起こしていただきたい。

介護事業の必要性、あるいはそこに利益が見込めると、参入した事業者もおります。介護保険の給付縮小から、軽度のデイサービスや訪問介護を主とした事業者は、あちこちで閉鎖しております。小布施でも例外ではないと思います。反省を抜きにして、国が示していくあれこれの事例をそのまま小布施に当てはめて、地域で見るのが本来の姿なのだと言わんばかりで協力を呼びかけていて、本当に地域や町民の協力が得られるか、心配なのであります。

そういう姿勢でいいのかという立場に立って、具体的に質問してまいります。

2017年4月から総合事業が始まるわけですが、どのような計画で進められているのかについてであります。これまでの介護保険制度では、介護サービスと予防サービスの給付を受けるという仕組みが制度の根幹ですが、介護保険改定により、予防給付のうち訪問介護、ホームヘルプサービスと通所サービス、デイサービスが介護認定の要支援1と2の方は受けられないことになりました。介護保険サービスから除外された要支援1と2の方たちは、市町村による新しい総合事業に訪問型サービスと通所型サービスを設けて、移行先として利用してもらうとなっております。小布施町では、この移行先をどのように整備されていますか。

訪問型サービスはどうですか。今まで要支援1、2の方が介護保険の訪問介護サービスを受けていらっしゃいましたが、どのような事業所、また地域、またグループが受け入れてくれるこになっていますか。介護保険に劣らない、十分に充足されていますか。何人の方がどのような体制で訪問サービスに携わりますか。その方たちは、例えばヘルパーの資格などお持ちでしょうか。整備の状況をお答えください

内容ですが、サービスの内容はどうでしょう。利用料はどう変わるのでしょうか。利用者への説明と理解は得られていますか。サービスを提供する新たな人々への説明と理解はいかがですか。新たなサービスを受け持つ事業者や地域、グループなどへの報酬はどうなっていますか。これによる小布施町の新たな負担額はいかほどになるでしょうか。

次に、通所型サービスはどうでしょうか。介護保険の通所介護に要支援1、2の方が利用されていたのですが、その方たちの移行先は決まっているのでしょうか。どのような事業者や施設が受け入れてくれることになりましたか。具体的にお答えください。

介護保険での通所介護とどんなところが変わりますか。利用者への説明と理解はいかがでしょうか。新たに受け入れてくれる施設は、バリアフリー、トイレの整備などきちんとできているのかどうか、それも心配です。どうなっているかお答えください。

また、利用料はどうなるでしょうか。事業者や施設への報酬はどうなるでしょうか。

また、3番の配食サービスなど、生活支援型サービスはどうなりますか。料金はどのように変わってくるのでしょうか。その辺もお答えください。

さて、認知症にかかる介護は、介護の中でもひときわ家族に重いものとなっています。認知症に対する施策の進捗状況についてお答えください。

私は町議会の昨年9月会議での質問に対して、認知症サポーターを養成し、認知症の人とその家族を自然に見守ることができる地域となるように進めていくと答弁いただきましたが、認知症サポーターは何人登録され、その育成、講習はどのように進んでいますか。どこまで進んでいるのかお答えください。

ご家族の方は大変な思いをしながら、認知症サポーターに期待を寄せていらっしゃると思うのですが、お答えください。

また、実際にどのようなサポートが受けられることになっていますか。それについてもお答え願います。

訪問看護の取り組みについてですが、最期を家庭で過ごす、家庭でみとるというためには訪問看護が大切な事業になると考えられます。2025年問題からすれば、今から計画的に進めいかなければならないと思います。その計画はありますかどうか、計画をどのように進めしていくのか答弁願います。

同時に、地域包括ケアシステムも在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化について進めていくとしておりますが、これらの体制はできているのかどうかご答弁をお願いいたします。

この項の最後になりますが、要支援1と要支援2の方の介護保険の利用から外して訪問型サービス、通所型サービスの新たな受け入れ先に移行することになるわけですが、この受け入れ先は十分に確保され、利用者、事業者の双方ともに了解が得られて、来る4月から移行するのかどうかももう一度確認したいと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

[健康福祉課長 八代良一君登壇]

○健康福祉課長（八代良一君） 小林議員の誰もが安心して老後を送れる介護施策をということです。

2017年4月から始まる予定の総合事業について、どのような計画で進められるのか。1の訪問介護、通所介護、それから生活支援サービス、認知症施策の推進状況、それから訪問看護、地域包括ケアシステムの構築、介護事業者等の受け入れ了解は得られているのかといふ

ことでございますが、7項目の質問でございますが、ちょっと順序が少し前後しますけれども、答弁のほうを申し上げます。

まず、①の訪問介護と通所介護ですが、議員おっしゃるとおり、介護保険制度改正によりまして、介護の必要性が比較的低いと申しますか、軽いと申しますか、要支援者に対する介護予防訪問介護、ホームヘルプサービス、それから介護予防通所介護、デイサービスですが、4月から町の独自事業、介護予防・日常生活支援総合事業に移行をします。

平成29年4月からの町の総合事業では、訪問介護につきましては、介護度の高い方が利用できる現行相当のサービス、比較的要支援2の方で介護度のある方ですね、それからそこから基準を緩和した訪問型サービスを行っていきます。

それから、通所介護につきましては、デイサービス・センターの利用について、現行相当のサービスと、それから基準を緩和したサービスを行うとともに、ミニデイサービス事業として、現在のいきいきサロンを通所型サービスに位置づけましてまいります。

なお、いきいきサロンにつきましては、日中独居高齢者で心身が自立した方を対象とするものも、実施日を分けて継続して実施をしてまいります。

このほかの面で、短期集中予防サービスに骨コツ貯筋プログラムですとか、脳のリハビリ事業、こういったものを総合事業として行ってまいります。

なお、今まででは介護サービスを利用するためには、自宅等に訪問調査に伺い、かかりつけ医からの意見書を提出していただきまして、認定審査会を経て認定していましたが、4月以降、訪問介護サービス、通所介護サービスのみを希望し、明らかに要支援1、2に該当する場合には、役場の窓口か地域包括支援センター窓口にお越しいただき、基本的に基本チェックリストによるご本人からの聞き取り等により認定できることとなります。これによりまして、今までより短期間でサービスを利用することができます。

それから、③の生活支援サービス、配食等でございますが、生活支援事業として実施しますふれあい給食サービスにつきましては、配食による栄養改善及び安否確認をするものであり、対象者は要支援1、2の方で、現在のところ、利用者負担金も含めて現行と変わらずに行ってまいります。

それから、ちょっと飛びますが、5番、⑤の訪問看護の取り組みでございますが、訪問看護につきましては、介護保険サービスの中で医師の指示に基づいて行われるものであり、総合事業の対象ではなく、今までどおり介護予防給付事業としてご利用いただけます。

それから、ちょっと前後しますが、介護事業所等の受け入れ了解は得られているのかとい

うことでございますが、総合事業については、対象者や事業所の人員、設備、運営、サービス内容、単価、それから加算、減算等を含めた訪問型サービス等の基準、それから通所サービス等の基準を町で作成をしております。基準の作成に当たっては、昨年、町内事業所皆さんに相談後、町外の事業所の皆さんにも説明をいたしました。

2月には、近隣市町村の事業所で、現在、小布施町の人が利用している事業所に対して、これらの基準や、4月から小布施町の被保険者に対し訪問型サービス及び通所型サービス、これらに基準緩和も含みまして、これらを提供するには町の指定が必要になることから、新たにご提出いただく申請書類等をお示しし、ご協力いただけるようお願いを申し上げ、ご理解をいただいたところでございます。

現在のところ、訪問型サービスについては町社協が予定をしておりまして、そのほか町内事業者が前向きに検討いただいているところでございます。

通所型サービスでは、町社協が指定管理をしておりますデイサービス・センター2カ所を予定をしており、町内事業者1カ所が検討しております。

一般介護予防事業では、社協のいきいきサロンほか、町内1事業者が予定をしておりまして、その他1事業者が検討しておるところでございます。

それから、⑥の地域包括ケアシステムの構築ということですが、新しい総合事業の特徴として、介護保険の要支援認定者に対し、訪問介護と通所介護として従来の予防給付として提供されていた全国一律のサービスを市町村の実施する事業に移行し、従来の介護サービス事業所のほか、住民が参画して実施する多様なサービスを総合的な仕組みとして見直すことが上げられております。

その仕組みに必要不可欠なのが、やはり住民の皆さんのボランティア活動等、地域の人材の育成と活用です。現在、60歳代、70歳代を初めとした高齢者の多くは要介護状態には至つておらず、この元気な高齢者が地域で支援を必要とする高齢者を支える側に立っていただきまして、地域への社会貢献活動に積極的に参加することで、また、みずからの介護予防にも役立つような仕組みづくりに取り組んでまいります。

まず、取りかかりとしまして、昨年の1月に地域包括ケア推進会議、あったかい議を立ち上げまして、これまでに7回開催し、約50団体、延べ400人の参加をいただいております。自分の地域の資源、自分たちができることとやってほしいこと、歩いていけるよりどころ等、活発に話し合っていただいております。

今後、独居高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また認知症高齢者の増加が予想される中、こ

これまでのように公的施策によるサービスだけでは対応が不可能となってきています。そこで、地域の中での見守りや支え合いが必要になり、高齢者の閉じこもりを防ぎ、できるだけたくさん出かけていく場所や機会を設けることが大変重要になってきています。現在、町には地域住民の皆さんのが自主的に運営しておりますお茶飲みサロンが9カ所ほどございますが、そのサロンがまず全自治会で実施されるようになるよう、社会福祉協議会に委託して、立ち上げや運営の支援を行ってまいります。

先般、各自治会の公会堂に、立ち上がりやすい椅子ということで畳用の椅子を配置をさせていただきましたが、今後、地域の公会堂等が、高齢者はもちろん子供や若いお母さん等の歩いていける地域のよりどころとなり、見守りや支え合いの拠点になっていくことを期待するもので、そのためのサロンのような居場所を主体的に運営していく仲間づくりや人材の掘り起こしと育成を、新たに生活支援コーディネーターを配置して、あったかい議等も活用しながら早急に進めています。

また、町では、平成22年度から各自治会で毎年度更新作業をお願いしております地域支え合いマップがあります。今後、災害時のみではなく、日ごろの支え合いや見守りにつながっていくことを目標に、更新作業の参考者の範囲や時期を含め、住民の皆さんとの声もお聞きしながら継続していく中で、よりたくさんの人人が日常の支え合いや見守りに自然に参加していくだけがとうやく進めてまいります。

それから、最後になりますが、4番の認知症施策の推進状況でございますが、認知症施策の推進については、総合事業とは別に、平成27年度から地域支援事業の包括的支援事業に新たに追加された施策、社会保障充実分の中の一つ、認知症総合支援事業として、さまざまな取り組みを行うことになっております。

その中に、2つの柱がありまして、1つは認知症初期集中支援推進事業で、認知症の人やその家族に早期にかかる認知症初期支援チームを配置し、早期診断と対応に向けて支援体制を構築するものです。小布施町においては、認知症予防事業の中でこれまでも早期発見と対応に心がけてきましたが、さらに専門医を初め複数の専門職が早い段階でかかわり、情報を共有する中で、本人や家族を支える仕組みを構築するために、チーム員となる医師等の専門職を29年度中に何とか確保をして、支援チームを立ち上げる予定であります。

それから、2つ目は認知症地域支援ケア向上事業で、認知症地域支援推進員の配置、それから認知症ケアパスの作成や普及、地域包括支援センター、介護サービス事業者、認知症サポート等の関係者のネットワークの形成、相談支援体制の強化等に取り組むことになって

います。当町では、今年度は保健師が当面兼務する形で認知症地域支援推進員として配置されていますが、今後さらに推進員の人材を確保をしていく予定です。

また、現在、2カ月に1回定期的に行っております要援護高齢者を抱える家族の会をさらに発展させる形で、平成29年度は、今後、町内の福祉事業所等において認知症カフェを開催していくなど、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができるよう取り組んでいきます。

また、議会の開会の町長の挨拶の中でも申し上げておりますが、平成28年度において、地域の皆さんのが認知症の人を見守ることができるよう、オレンジサポーター養成講座を開催し、既に民生委員や保健福祉委員、それからこれは先日では中学校3年生等、5回、一応190人が受講していただいております。今後、各自治会や小さなグループ単位でオレンジサポーターの養成講座を開催していくことで、また積極的にご利用いただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大島孝司君） 13番、小林正子議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

13番、小林正子議員。

○13番（小林正子君） 再質問をさせていただきます。

まず最初に、訪問介護が現在行っているのと同じ相当のサービスを、これからサービスが緩和したサービスを行うということで、現在は社協が受け入れるということになっていますが、この利用料がどのように変わらるのか、それと緩和した基準の報酬はどうなるのかについて、まずはお答え願いたいと思います。

それと、通所介護について、現行行っているのに緩和したサービスというのと、ミニデイサービスとしていきいきサロンを行うというようになっておりますが、いきいきサロンのご案内ということで小布施町が出た中に、ミニデイサービスとして桃源荘のいきいきサロンが書かれているんですけれども、このところで利用日時が月、水、金、これはミニデイのほうは月、水、金というふうに書いてあります。それともう一つ、いきいきサロンとしてのこれまでやっていたのと同じのが火曜日というふうに週1になっているんですけれども、これについては現在は月、水、金がいきいきサロンの桃源荘のいきいきサロンはやっているんですけども、この現在やっているいきいきサロンの人たちが今度は日として火曜日だけになるということなのかどうか、その辺のところでご答弁をお願いしたいと思います。

それと、現在のお茶飲みサロン、幾つかの自治会でやっているんですけれども、それを全自治会に広めていきたいということで、このお茶飲みサロンについては現在月1ぐらいの割合でやっているんですけども、この介護度、要支援1、2の方が受け入れとなる事業にしては、ちょっと日数的に、これをその受け入れ先にするには余りにもひどいんじゃないかなと、後退し過ぎているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺のところで、今後これがどのように変わっていくのかについてお答え願いたいと思うんです。

それと、最後に、認知症のオレンジサポーターの養成講座を190名の方が現在受けられていらっしゃるということなんですけれども、この190名の方はサポーターとしての登録はされていらっしゃるんでしょうか、その辺のところ。それと、あと本当に小布施町が認知症の方々が安心して暮らせる地域にするために190名のサポーターでいいのかどうか、それとこの家族の方たちが本当に求めるサポーターになっているのかどうかという点で、答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問にお答えいたします。

最初に、訪問サービスの緩和した場合の関係でございますけれども、訪問サービスにつきましては、通常、現行相当のサービスが受けられる方も場合によってはいらっしゃるということですが、そのほか緩和したサービスということに関しまして、身体介護等が余り手がかかるないような方がほとんどだというふうに考えておりますので、今のところ緩和したものにつきましては、現行の約85%相当ということでの報酬のほうも、それから負担のほうは1割、あるいは2割というようなことになりますので、85%ということになると、1割するとそれも85%になるということになりますので、そのような状況でございます。

それから、通所につきましても同様でございまして、デイサービス・センターのサービスにつきましては現行相当と、それからこちらのほうは一応80%相当で今後やっていきたいということでございます。

それから、いきいきサロンにつきましては、現在登録されている方は40名ぐらいいらして、現実に利用されている方が30名ちょっとというふうにお聞きしております。現にもう要支援1、2の方もご利用されており、それから先ほど申し上げましたチェックリスト、簡単に判定ができるやり方なんですが、それをやりますと、相当な方がその中におさまるんだろうというふうに見ております。その方たちは一応さっき週3回予定をしておりますけれども、やっぱり利用するには、デイサービスもそうなんですけれども、大体週2回弱ぐらいなご利用になってきます。それから、それ以外の日中独居の高齢者等々を受け入れるのに、ほかに1日その枠を設けてございます。こちらが利用状況に応じては、場合によったらもう1日ふやすことも可能かなというふうには考えております。

それと、今現在、要支援1、2で訪問介護とか通所介護、デイサービスとかを利用されている方は、次の再認定の間までは現行どおりの介護保険の適用を受けるということですので、例えば10月までその要支援1とかの介護認定があつてサービスを使われている方は、その10月以降、再認定のときに新しいサービスが適用になるということでございますので、全員が一斉に4月1日からそのサービスに移行するということではなくて、再認定された後からということになりますので、徐々になっていくというようなことでございます。

それから、認知症のサポーターの関係なんですけれども、いわゆるサポーターを指導する方のキャラバンメイトの方の講習会を昨年行いました、こちらは指導者ということで25名の方、講習を受けていただいておりまして、それらの講習を、研修といいますか、聞かれた方が一応オレンジサポーターということで百数十名という現在のところですが、そういう人たちをどんどんふやしていくって、基本的には認知症に対する理解を、地域の多くの方がそういう理解を深めていただいて、日ごろから認知症に対して気遣いのできる、あるいはその見守りができる、そういう地域を築いていきたいということでございます。

それから、すみません、ちょっと抜けましたお茶飲みサロンの関係につきましては、通常、今、月1回でやっているところがほとんどなんですけれども、回数についてはできるだけふやしていってくださいということを、今後また地域のコーディネーター等々を通じていろいろと話し合いながらお願いをしていきますし、また立ち上げていない自治会もぜひぜひというようなことで、どんどんその地域でのよりどころといいますか、そういうものを、それ

から自主的なものはふやしていきたいというような取り組みを進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 再質問をさせていただきます。

今、ミニデイサービスのいきいきサロンについてなんですかけれども、現在登録されている方たちがいらっしゃいますよね。その方たちは、いろんな関係で、どうしてもいきいきサロンで過ごすことによって、自分の介護度を上げることなく、今まで過ごせるようにということで頑張っていらっしゃる方がほとんどです。その方たちが今、週3回でやっていますけれども、この表でいきますと、火曜日ということで週1回ということになったりとかね、このサロンに行っていらっしゃる方たちが後退をすることなく行き続けられるようにしてほしいというのが、今サロンに通っている人たちの大多数のご希望だと思うんですよね。

そういう点で、小布施町としては、この桃源荘で行われているいきいきサロンについては、いろんなチェックリストを行ったりとかしていらっしゃるようですけれども、もしそれが行くことができなくなるような人が出てくるということは、やはり施策の後退というふうになると思うんですよね。一番最初に、これこういうことが起きてても施策を後退させることはしませんという、これは町のずっと答弁でしたので、その後退ということは行わないようにしてほしいというふうに私は思います。そういう点で、いきいきサロンに今通っている人たちが回数を減らすとか、そういうことはないようにぜひしてほしいと思うんですけれども、その辺でのご答弁をお願いします。

それと、オレンジサポーターの養成講座なんですけれども、これ9月の議会ですけれども、サポーターキャラバンメイトを25名が受講して、この方たちが講師になって、それぞれの自治会でオレンジサポーターの資格を取っていくというようなことで、オレンジサポーターのネットワークをつくっていくというのが9月の議会での答弁でしたので、そのネットワークというのが今どこまで進んでいるのか、そういう点でもう一度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） まず、再々質問にお答えいたします。

いきいきサロンの関係ですが、先ほども申し上げましたように、一応ほとんどの方がチェックリストですとか、そういったもので拾うと、事業の対象にはなってくるんだというふうに今のところ考えています。回数については、現実的に3回丸々使っている方が何人いらっしゃるか、ちょっと把握はしていないんですけども、現行の要支援1、2の方のデイサー

ビスの回数ですか、そういったものにやっぱり基準がありますので、一応そういった基準の範囲内での事業ということにはなってしまいます。そういったことについては、現に今、利用されている方につきましては、あすもそうなんです、改めてそういった細かな点についてご説明を申し上げまして、理解を得ていく予定でございます。

そこに当てはまらない人については、いわゆるお元気な日中独居の高齢者ということになるんですけども、そういった方についてはもう1日ちょっと枠を設けさせていただいて、そちらのほうの利用をしていただくとともに、あと全体的にお茶飲みサロンですとか、そういった多様な地域の居場所、よりどころ、そういったものの回数をふやしていくことによって、そちらは要支援1、2の方も、元気な方もご活用いただけるということですので、そういったものをふやしていく努力をどんどん今後やっていきたいというふうに考えております。

それから、オレンジサポートー、それからキャラバンメイト等も含めてネットワークということを新年度で取り組んでまいりたいというふうに先ほど申し上げたつもりだったんですけども、現在のところ、申し上げましたように、民生委員ですとか保健福祉委員ですとか、それからこの間中学生の3年生の皆さんですか、いわゆる認知症の理解を深めていただく、あるいはその認知症の方がこの地域で暮らしやすいようにするにはどうしたら、どういう対応をしたらいいのかというようなことを理解していただくような講演をしております。今後、そういったものの中から、ネットワーク化についても進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 私も桃源荘のいきいきサロンには月1でお邪魔しているんですけども、今までずっと行っていた中で、本当に元気に和やかに、それこそ皆さんの笑い声が絶えなかつたんですよね。

ところが、今月、2月に伺ったときに、本当にもうしょんぼりしていらっしゃって、どうしたのと、えらい元気ないじゃないのと言ったら、この4月からどういうふうに私たちが変わるのがわからないというようなことで、それでいろいろ支援センターの人が来てお話をしてくれたなんだけれども、私たちはどうしてもここに来たいんだと、今までどおりに過ごしたいんだというような強い要望がありまして、どのようになるかということについては、本当に皆さん、夜も眠れないくらいに心配しているというようなことで、ある方は、あなたは元気がいいんだから地域でやっているお茶飲みサロンに行ったらどうですかと声をかけられると、こういうふうに言わされた方は、もう精神的に病んでいるので、ここへ来て自分の体を休

めたいんだと、心を休めたいんだという、本当に切実に訴えられたんですけれども、そういう点で、今来ている人たちはいろんな事情があつて来ているんですよね。

その方たちがやはりそこに来ることによって自分の心身と心の闇を治していくという点で、大事な施設になっているんです。そういう点で、私は今いる人たちが後退することなくやつてほしいというふうに思っているんですけども、その辺で再度答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 事業につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですかとも、皆さんへの説明、丁寧にちょっとさせていただいて、回数等についても満足いただけるかどうかってちょっとわからないんですけども、ご理解いただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 2項目めの子供・障がい者等の医療費を窓口で完全無料の実施に向けて、町長の考えについて質問したいと思います。

この点については、議会でも、また民主商工会の皆さんと町長との懇談会でも、一貫して求め続けてきました。その時々の町長の答弁やお話に、着実に前向きに考えが進んでいると確信しております。

小布施町においては、子供医療費は高校卒業の18歳まで無料と前進した施策になったのですが、国のペナルティーがあるからと償還払い、つまり無料といいながら、一旦は窓口で医療費を払わなければならない、それが後日、口座振り込みで返ってくる、これが償還払いなのですが、このとき1レセプト当たり300円が手数料として差し引かれます。小布施町は300円ですが、県内の多くの市町村は500円なのであります。県の手数料値上げに追随しなかつたのであり、この点はとても評価できる姿勢であります。

県がやらないのだから、国のペナルティーがあるのだから、窓口無料など無理な要求ではないかと思う方もおられると思いますが、実際のところ、47都道府県のうち既に41都道府県が窓口無料の現物給付にしています。つまり、長野県を含む6県のみが窓口無料としているのであります。小布施町の12月会議に、新日本婦人の会から子供医療費の窓口無料の陳情が提出されましたが、小布施町議会は残念なことに不採択をしてしまいました。しかしながら、全国各地で多くのお母さんたちの運動や署名活動があり、多くの地方議会での請願や陳情の採択があり、知事会や市町村長会の提言も重ねられてきました。

一昨年来、こうした声に押されて、厚労省も検討委員会を設けて、ペナルティーを廃止す

ることを検討してきましたが、昨年12月22日、就学前までの子供の医療費窓口無料へのペナルティーを外すとの結論に達しました。厚生労働省は都道府県に対して通知し、2018年、平成30年4月1日より、未就学児までの医療費助成については減額対象としないと決定しました。これを受け、長野県も窓口無料の方向に向いております。

しかし、県内の大多数の市町村は中学校卒業までの医療費を無料としており、子育て中の保護者にとっては、せめて中学卒業までは窓口無料にしてほしいとの願いが強くあります。小布施町も、中学卒業までの窓口無料の方向で一刻も早い実施を願いたいと思います。

もう一つ問題は、県は受給者負担金、さきに述べた手数料のことですが、これを窓口無料としたときも残すとしている点があります。これは完全無料ではない。小布施町は500円への増額に同意せずに、300円に据え置いてきました。そのときの町長の姿勢は、なぜ負担金を取るのか、県の姿勢が理解できないという立派なものでした。

小布施の子供たちがどのような経済状況の家庭であろうとも、体調を壊したときも経済的に心配せずに、つまり財布の中身を心配せずに、安心して病院、医師の診断を受けて早期発見されれば、早く治癒することができます。どの子も健やかに育つ環境をつくる点から、一刻も早い完全無料化に向けて、県に対して強力に求めていってほしいものであります。答弁をお願いいたします。

その際の給付の範囲ですが、県の検討会の委員の中からも、少子化対策として、義務教育の範囲内である中学卒業までという意見が出ていると聞いております。検討会は今後、市町村の意向も聞くことありますから、その際は小布施町としては中学卒業まで負担金なしと、ぜひ検討会に対して要望をはっきり打ち出させていただきたい。検討会が町のどの部署に意見を求めてきても、この点で役場内の意思の共有化もお願いしたいであります。

以上、大きく一歩進んできた子供医療費、障がい者医療費の窓口完全無料について、町長のお考えをお答えください。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長 八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君） 小林議員の2点目の子供・障がい者等の医療費窓口完全無料化の実施に向けてということでございます。

県のほうへ強く求めていくべきだということと、それから中学生まで窓口無料化ができるようについてございますが、福祉医療費の給付事業につきましては、医療機関の窓口で現在のところ一旦自己負担分を支払いまして、300円の受益者負担金を差し引いて、受診

月の3カ月後に指定口座に振り込む自動給付方式、いわゆる自動償還払い方式がとられております。

これは、県内の市町村が福祉医療費を支払うために、医療機関や薬局等から送られる診療報酬の内容ですとか金額等から健康保険組合等の被保険者が負担する高額療養費や付加給付等の給付状況を確認し、重複した給付とならないように審査機関、国保連ですけれども、が一括審査して、適正な福祉医療費の給付を行うためのもので、県内全市町村統一で今まで実施しております。

国も昨年12月、ニッポン一億総活躍プランに基づく子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置に関する検討結果につきましてとして、市町村が独自に行う子供医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置、いわゆる国保のペナルティーなんですけれども、これにつきましては、全ての市町村が未就学児までに何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえまして、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については国民健康保険の減額措置を行わないことを決定をしております。

これを受けまして長野県では、県、市長会、町村委会の三者による長野県福祉医療費給付事業検討会を立ち上げまして、1月下旬に初会合を開き、窓口無料化に向けて三者による検討を行っております。検討会での議論を進めていく上で、市町村に対しても意向調査を実施しており、調査結果をもとに、県において一定の方針を示しております。その方針といいますのは、窓口無料化の対象は未就学児の医療費全額と、それから小・中学生は入院のみの医療費、それから障がい者、ひとり親家庭については小・中学生の入院、通院の医療費を対象として、その後に2分の1を今までどおり県のほうで補助をするということとともに、それに伴いますペナルティー相当分の2分の1の補助も行いますというような案が出されております。

これにつきまして、先ごろ各市町村にアンケートがあり、現時点で小布施町としての回答とすれば、できることなら18歳までの医療費を対象にしてほしいと、それからまた県の支援の拡大もぜひお願いしたいというような回答をしております。今後、県での検討状況ですか、あるいはペナルティーに対する財政的な影響、それから先ほどの500円云々という国保連のシステムの対応状況、そういうものを検討しながら、最終的な町の方針を決定したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大島孝司君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 完全無料化を県に求めてほしいという点で、やはり本当に今、1レセプト当たり小布施町は300円ですけれども、県は500円ということでやっていますけれども、そのことについてもやはり完全無料化ということについては、1ペナルティー当たりのそれについてもやはり無料にするべきというふうに私は考えます。そういう点で、その点についてもやはり町としては強力に出していってほしいというふうに思います。

それと、私、今、中学、義務教育の間はどうしてもという点でお願いしましたけれども、町とすれば18歳までという進んだ考え方でやっていただけるということは大変うれしいと思いますので、ぜひそういう点では、県が2分の1の補助を出すという点で、小布施町もペナルティーについては本当にありますけれども、ぜひ子供たちが本当に安心して健やかに育つためにはどうしても医療費は窓口の無料というのが必要になってきますので、そういう点で強力にもう少し、それとスピードも速目にやってほしいということで、再度答弁をお願いしたいと思うんですけども。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 小林議員の再質問にお答え申し上げます。

その前に、きょうは朝から傍聴の皆さん、ありがとうございます、お忙しい中を。

質問の最初に、私の考え方とすることを求められておりますけれども、これは八代課長が申し上げたとおりでありますけれども、基本的に小林議員の考え方と同じであります。医療の無料化ということは無料であるということなので、やはりそこで何がしかのものがあるというのはおかしいというのは変わりがありません。

先ほど小林議員おっしゃっていただいたとおり、長野県は自動給付のみであり、これはほかに5県あるだけですね。6県だけです、47都道府県中。一方で、長野県の市町村におかれでは、いずれも中学、あるいは高校まで無料化ということをうたわれているわけですね。そういう中で、リードすべき長野県がそういう形、考え方や体制では、やはりややおくれているというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

先ほど来お話をありますように、先日は、先月ですね、町村会の役員会、これは8町村でありますけれども、県の担当課長から説明があって、30年度をめどに就学前をやりますというようなお話をありましたけれども、その8町村は全て18歳までということなので、ぜひこれ18歳までお願いしたいと強く、私はもとよりですけれども、ほかの7町村の首長もおっしゃっていました。そうした中で、町議会のお力が私は必要だと思います。先般、不採択になってしまいましたけれども、もう一度、議会内で議論をしていただきたいというふう

に考えます。

先ほど八代課長の答弁で、県、市長会、町村会の三者というようなことなんですけれども、やっぱり市議会、そして町村議会の皆さんの大好きなお力がこれは要るだろうというふうに考えます。そうした中で、強力に県にそのことをお願いして、お子さん方、あるいは障害を持たれる方が本当に安心していられるということが重要だというふうに考えます。

8年ほど前から、町の医療機関の先生方に保健予防連絡会ということで年に三、四度、先生方にお集まりをいただきながら、ご意見をいろいろいただくようにしておりますけれども、その先生方の中にも、完全無料化はそんなに好ましくはないというふうにおっしゃる先生もいらっしゃいますけれども、そのところもぜひご理解をいただいて、小布施町にとどまりませんけれども、長野県民にというふうに広げてもいいわけですけれども、お子さん方が本当に健やかな成長をしていただくために、今後とも強く私は働きかけをしていくつもりでございます。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（大島孝司君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず、1つ目なんですが、衛生委員会の現状はということで質問をさせていただきます。昨年の6月に開催された小布施町議会6月会議においてですが、川上健一議員が町職員の衛生委員会は機能しているのかという質問を行い、町側の答弁は、新たに本年、要綱を施行したが、衛生委員会の設置、衛生管理者、産業医についてはまだ設置及び委嘱をしていない、早急に立ち上げたいと考えているという答弁がありました。事前にもう施行されているものが滞っていたということは非常に問題であったと思うわけなんですが、その後早急にやりたいということで答弁がありましたので、町民の皆さん、まだご存じないと思いますので、このあたりしっかりと説明をしていただきたいと思います。

そういう意味で、その後、いつ、どうなったのか説明をしてください。

また、衛生管理者について、職名は。

2番、衛生委員会は町長が指名したものとありますが、その職名は。

3番、委員会は現在までに何回開かれ、どのようなことが問題点・改善点として上げられていますか。

4点、産業医について、委嘱先は。お尋ねいたします。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

[総務課長 田中助一君登壇]

○総務課長（田中助一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

衛生管理者の職名ですが、町の保健師に委嘱しております。

また、衛生委員につきましては、衛生管理者を含む9名を委嘱しております。副町長、それから産業医、衛生管理者の各1名ですね。衛生に関し経験を有する職員として町長が指名した者としましては、総務課長、それから健康福祉課長の2名になっております。また、職員組合から推薦をした者としまして、職員組合の正副委員長、厚生部長、勤労部長の4名、計9名ということになります。

なお、産業医に関しましては、須高医師会、新生病院と委託契約を結びまして、新生病院の医師に委嘱しております。

衛生委員会は、小布施町職員安全衛生管理要綱に基づきまして設置しておりまして、委員を委嘱させていただいた上で、昨年8月から委員会を開催しております。開催回数については、要綱で定めたとおり毎月1回開催しております、2月までに7回の開催となっております。

問題点・改善点とのご質問ですが、これ委員会を行っていなかったというのが一番の問題点かとは思います。実施から半年を経過した中で、委員会の点検を実施をし、現状の改善をしているというところになります。

では、その委員会ではどのようなことをということなんですが、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場の環境の形成を促進することを目的としておりまして、会議の内容としましては次のとおりとなっております。

職場の巡視を行っておりますが、事務室内での温度・湿度管理や照明の照度の計測を行いまして、その結果を委員会で報告しております。これに関してはほぼ問題がないというふうになっております。

また、本年度から実施しましたストレスチェックですね、ストレスチェック制度の基本方針、あるいは実施要綱について検討いたしまして、この検討したというのは委員会で検討いたしまして、要綱に基づきまして11月にストレスチェックを実施したところあります。また、ストレスチェックの結果につきましては、本人の結果を本人に通知し、グループ分けしたグループの特徴を課等の長にお渡しをしております。

そういったところを踏まえまして、会議では産業医等の皆さんからご意見をいただいております。高ストレスの職員には、相談いただける産業医のほかにも、相談できる機関というものを紹介すること、あるいは集団分析の見方について説明するということなどのご意見をいただいたところです。

また、ハラスメントについても、ここで要綱を改正いたしまして検証をいたしましたが、その実施や、あるいはアンケートの実施についても報告をいたしました。アンケートの取り扱いや、ハラスメントの健康被害とならないように話し合いをしております。

また、人間ドックなどの健康診断の後の二次健診の受診につきましても、要精密検査とされている人が20%近いというようなことから、再検査の指導を強化するようにお話がありまして、取り組みをしているところであります。

その他公務災害、労災の状況についても、該当者があるときにはその内容を報告しております。

今後、委員会では、職員みずからの健康の保持・増進を図り、快適な職場環境をつくり出すよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 再質問させていただきます。

今、答弁いただいた内容を踏まえてなんですが、国のほうでも働き方の改革ということで、生産性を高めつつも負担を減らしていくというような形で働き方を改革していくこうという趣旨があります。そういった流れの中でも、やはり小布施町の行政のほうでもそういった取り組みが必要になってくるのだと思うんですが、特に前回こういった内容についての話題でも上がってきたのは、やはり精神的な疾患の方が時々職場にいらっしゃるということがあるというところなんだけれども、そのあたりはこの衛生委員会等で何かしら予防したりとか、防止策というものはしていくというような流れはあるでしょうか。そのあたり、お尋ねしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 再質問にお答えいたします。

先ほどもストレスチェックのお話をしましたけれども、当然のことながら、その中で精神的な疾患、あるいはその職員に対するいわゆる接し方ですとか、そういったものは話題になっております。やはり2つに分けましてといいますか、現在もう罹患されている方と、それからストレスチェックをして、これからそういうふうにならないようにというところに分けてやっておるわけなんですけれども、実は罹患されている方につきましてはなかなか現状進まない状況もありますが、そういったことについても話し合いを持たさせていただいています。また、当然のことながら、これからならないようにするということについても、当然その委員会の中で話し合いをさせていただいております。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） まだ制度が始まったばかりということもあると思うんですが、そういったあたりでいろいろ全体において必要な委員会ではあると思うんですが、特に精神の部分に関係するものについても、この委員会でそれなりに効果を出していくことができるという見込みがあるということでよろしいでしょうか。設置の価値に関しては。

○議長（大島孝司君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 委員会自体は、こういった問題をどういうふうにするかということをご意見をいただきたりするわけであります。実際には、そういった実行ですとか、そういったものについてはいわゆる私どもがやっていくという役割分担がありまして、当然のことながら、そういう指針なり、あるいはアドバイスなりをいただけるその委員会というのは有効であるというふうに考えております。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 続いて、次の質間に移らせていただきます。

緊急除雪体制の充実をということで質問させていただきます。

これまでに昨年の3月、12月ということで、それぞれの会議で除雪の体制について的一般質問はさせていただきました。いろいろと住民の方から、危険であるとかいろいろなことを言っていただいている中で、除雪の方法であったりとかいろいろご意見をいただいていたわけなんですが、そういった中で質問をしている中で、やはり危惧していたとおりというか、今回1月の大雪では、他市町村と比較して除雪の体制が万全でない状態をつかれてしまい、他市町村より道路の除雪が安全に速やかに行われていなかったという印象が町民の方に広く持た

れております。その辺あたりは、小林 茂議員が先ほど一般質問をされた中でも触れていたと思うんですが、そういう現状に今なっているのではないかということがあります。

それと加えてなんですが、先ほどもあったかもしれないんですが、小布施町の除雪の仕上がりが近隣市町村よりはひどいものであるということで、非常に住民の方からお叱りを頂戴している次第です。

そういう中で、予算増額ということはなかなか難しい部分はありますとと思うんですが、想定外を想定した除雪体制の整備というのは今後やはり必要ではないかということが考えられます。今後、これほど大きい突発的な大雪というのはなかなかないこともあるんですが、やはり起きるべきときは起きてしまうということで、そのあたり予算の都合もいろいろあると思います。しかし、どのように今後体制を整備していくべきであると考えているかお答えください。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

[建設水道課長 畔上敏春君登壇]

○建設水道課長（畔上敏春君） 小西議員の緊急除雪体制の充実についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、1月の豪雪の際には、除雪を請け負っていただいている企業の方々にフル回転で除雪をしていただきましたが、対応が間に合わなかった状況もあったように認識をしており、想定外を想定した除雪体制の検討、整備が必要と思っているところです。

今回の災害とも言える大雪の関係につきましては、先ほど小林 茂議員より質問がありお答えをしておりますように、今回の大雪に際しては全町を挙げての災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設けて対応していく必要があったと痛感をしているところでございます。今回のような事態が少しでも予測される場合には、災害警戒本部、あるいは災害対策本部を設置し、対応していきたいと考えております。

また、今回の大雪では、幹線道路が長時間にわたり機能が麻痺してしまいました。国・県道の道路管理者である須坂建設事務所、須坂警察署との連携を図っているところではありますが、今後、大雪時の雪害を想定した広域連携体制づくりを進めていきたいと思っております。

町民の皆さんに協力をいただき、実施をしていただいております除雪につきましては、高齢化などにより難しい状況も見受けられ、新たな除雪体制や仕組みを考えていくべきだとも思っております。今後、自治会などでどのような対応ができるか、自治会長の皆さんなどと

お話をしたいと思っております。

また、質問の中で、除雪が余りうまくできていないと、ほかの市町村ほどうまくできていないというご質問等がございました。この関係につきましても、やはり今回のような大雪が降ってしまったことにより雪を寄せる場所ができなかつたということで、雪を寄せてしまつた畠等につきましては排雪作業をするということで、どうしても経費がかさんでしまつたという状況がございます。先ほどの答弁の中にもありましたように、事前に排雪、この大雪を想定した排雪場所、排雪をしなくとも済むように、置いておける場所等を事前に確保することによりまして、除雪もきれいにでき、また経費等も節減できるかと思っておりますので、その辺の調整をこれから進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 再質問させていただきます。

今お話にありましたように、連携していただいている業者の皆さんは寝る間も惜しんで除雪していただいたこと、本当にありがとうございます。町民の皆さんもその部分はもちろんわかっていることだと思うんですが、それでもやはり生活の中で日々の、先ほど小林議員のお話にもありましたが、生活の普通のスタイルとして日々と同じ生活をしたいというやつぱり要望があるって、どうしてもそういうことの意見が出てきてしまっているのかなというところはあるわけですが、先ほどそれで今答弁いただいた中で、災害対策本部という形でやっていくべきであったということで指摘していただいたわけです。

次回ですね、今シーズンもう降ることないかもしれないんですが、来年度のシーズンに向けて、こういった体制の構築をしっかりととして、次回以降しっかりと対応が早急にとれるような対応をしていただけるということを確認したいわけなんですが、そのあたりもう一度答弁いただきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをいたします。

今、議員のほうよりご指摘がありましたように、来年度の除雪のシーズンに向けましては、夏の時期から早急に対応を検討をして、このようなことがないような対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 小林一広君

○議長（大島孝司君） 続いて、8番、小林一広議員。

[8番 小林一広君登壇]

○8番（小林一広君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきたいと思います。

ことしの豪雪もほとんど解けて、春らしい陽気になってきました。これでまた卒業シーズン、また新学期と始まっていくわけですけれども、やはりこれから通勤・通学、また部活動が活発になったり、また塾の帰りを心配する時期にもなってきます。そういう中で、今現在、小布施町の夜間の歩行についての安全というものがどうなっているのかということで質問させていただきたいと思います。

まず、今現在、生活灯、街路灯は夜間、小布施町の夜間を歩行する人たちにとって安全に設置されているのか、また現在、各自治会等いろんな方からも多分要望があると思いますけれども、そういう現状、また人々のことを考えた場合にはソーラー発電等の新しい街路灯の導入というのも当然必要ではないかと考えております。そういう中で、ご答弁をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

[健康福祉課長 八代良一君登壇]

○健康福祉課長（八代良一君） 小林議員の夜間の歩行の安全は守られているかということで、生活灯の設置状況や、それから住民の夜間の安全が守られているかということでございますが、まず生活灯の設置につきましては、毎年、自治会長会議におきまして、生活灯の新設、それから修繕等の設置基準についてご説明をし、年間を通じ、要望箇所への設置を進めてきているところです。夜間、不特定多数の方が通行する生活道路で、地域住民の方の要望を受け、安全な通行と犯罪の抑止のため、新設箇所や頭部の破損等によるつけかえを順次進めています。

また、夜間の歩行や犬の散歩等を行う場合は、生活灯に頼るだけでなく、交通事故や犯罪に遭わないよう、蛍光たすきですかポケットライト等を兼ね合わせ、みずから守る対策もしていただき、安全な歩行をお願いいたします。

それから、2点目は、生活灯新設の現在の要望状況ですが、平成28年度は新設の要望は11

カ所、それから修繕については56カ所の計67カ所の要望があり、これらのLED化を行っております。

それから、ソーラー発電タイプの生活灯、防犯灯、街路灯の導入ということですが、ソーラー式防犯灯や風力とソーラー式の両方を備えたハイブリッドLED街灯などの、最近の環境に優しい防犯灯が普及をしてきました。太陽電池式のため、災害等による停電時でも点灯するもので、防災倉庫等の防災拠点での設置に最適とされております。

いろいろタイプがあるようですが、参考に近隣市での整備実績が1基当たり工事費も含めて100万円とのことです。現在、町の生活灯は電柱取りつけタイプが1カ所約3万円、これは器具、取りつけ工事、申請手数料等でございますが、それからポール新設の場合で約5万円と、整備費用を比較しますと、かなりの価格差がございます。

今後、自然エネルギーの利活用や災害時の対応等の中で、ソーラー式防犯灯も必要になってくると思われますが、国の補助事業等も調査しながら、導入につきましては研究してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） ただいま、自治会連合会のほうから等の要望ということで、新設11カ所、修繕56カ所、計67カ所という形の要望があり、LED化を進めているということでございます。やはり新設の要望があるということは、今現在まだまだ不備があるということでございます。

また、ソーラー発電タイプ、ハイブリッド系の発電施設はやはり高額ということで、どうしても即導入というふうにはいかないみたいな現状をお聞きしました。やはり金額だけで考えていいのかというと、やっぱりそうではないというふうに考えております。昨年、電線の地中化ということの質問もさせていただきました。やはり小布施町の景観を守るという意味でも、非常に意味があるかと思います。

また、当然1年、2年で設置できるわけではございませんので、10年、20年、長いスパンでの計画が当然必要かと思われます。仮に1年1基つけていったとしても、10年で10基になります。そういう予算の工面ぐらいは当然できるのではないかというふうに考えます。

また、非常用電源としても使えるということですけれども、さほど容量があるわけではございません。だけれども、非常の通信手段への電源の確保とすれば、非常に大切かと思われます。

また、公会堂におきましては、地域の避難所になっております。もしそこに明かりがなか

ったことを想定した場合、どのような対応をしなければいけないのか、そのようなことも考えて、毎年少しずつの計画での設置は必要かと思われますけれども、その辺のご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問について答弁申し上げます。

毎年少しずつでもという、整備をということでございますが、現在、町内には1,100基ほどの生活灯がございます。年間、要望があるのがやっぱり新設とか、あるいは修繕も含めて五、六十基でございまして、現行の予算の中で、できるだけそういったものに対応しております。

基本的には、30メートル間隔で1つ立てるような形で、通学路とか、そういうものは優先的に新設を整備していきたいというような方針でやってきておりまして、LED化も最近になって改めて節電ですとか、そういうことも含めて着手をしてきております。おっしゃるとおり、太陽光でソーラー式のものができるにこしたことはないんですけども、全体の予算が200万円そこそこの中で、先日、ほかのタイプで町内の業者にご質問いただいた関係で見積もっていただきましたら、やっぱり受注生産でやっていて、工事費抜きで160万円ほどかかるというような簡単な見積もりもいただいておりますので、そういうこともあわせて、ちょっと今後また検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 既存の電柱での取りつけ、またポール新設との価格で比べると、当然、高価なものになります。地元業者との見積もりにおいては、百五、六十万円という線が出たということですけれども、私も事前に調べたところ、約100万円ぐらいかかるということは確認しております。やはり今、予算200万円ちょっとということでしたけれども、それは今年度の予算でありまして、また来年度に向けてそういう努力をしていくということは非常に大切ではないかというふうに思いますけれども、その辺の関係をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再々質問についてお答えいたします。

来年度に向けて、あるいは再来年度に向けてということなのかもしれません、補助事業等もちょっと調査をさせていただきながら、本当にその導入が可能かどうかということは研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） それでは、次の質問をさせていただきます。

2月の議会全員協議会の中で、今、フローラルガーデンの温室の今後の利活用ということでお話を受けました。その中で、やはりボイラーが経年劣化してきているということで、なるべく経費のかからない方法で、また隣接のレストラン、花屋との連携を図っていきたいというふうにお聞きしました。

そういう中で、今の現状、また今後の利活用、それとやはりこれも自然エネルギーに関するのですけれども、フラワーセンターに検討しましたガシファイア、バイオマスボイラーですね、といったものの利活用は考えられないのか、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

[産業振興課長 竹内節夫君登壇]

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまのフローラルガーデンの観賞温室の件でございます。

2月の議会全員協議会にてご報告させていただきましたとおり、フローラルガーデンの観賞温室につきまして模様がえをさせていただきたいということでご報告させていただきました。

その説明の中で、若干ボイラーの話も触れさせていただいておりまして、その辺のところも含めてご説明させていただきますと、観賞温室のボイラーですけれども、平成27年12月の冬季からの使用に当たりまして、ボイラーで燃焼した熱を伝えます温水配管が地中で破損しまして、温水漏れを起こしてしまいました。そうしたことから、この年、施設内の温度が上がりなかつたという事態が生じてしまいまして、この破損箇所の特定に時間がかかってしまいました。結果的に、この年は、そういったことから家庭用のストーブをもって温室の暖房を賄つたわけでございますが、結果として、この燃料費が低額で済んだというご報告でございます。

それで、ご指摘のありましたとおり、とはいいましても現在は修繕によって正常に稼働しておりますんですけども、設置後25年近く経過しておりますので、今後の運転にいつ支障が生じるかもしれないという懸念は高まってございます。

それで、このご報告をさせていただいた目的ですけれども、これはフローラルガーデンの魅力の再構築を目指す上で、特に冬季における観賞温室の集客力向上を図るための既存施設の模様がえについてに当たってのご報告でございました。フローラルガーデンですけれども、入場者数が近年では年間2万人前後で推移しておりますので、特に12月から3月までの冬

期間の入場者数、これも今現在おおむね平均1日10人前後ということで推移してございまして、施設の魅力化といったものが急務となってございます。

このため、現在、指定管理をしていただきます振興公社におきましては、冬季にその温室を利用したさまざまな催しなどを行いまして、入場者確保に努めていただいてまいりましたが、なかなか改善につながってございません。今回、模様がえを予定します観賞温室は、観葉植物を観賞いただく施設として開館しています。こうした植物の冬季の維持管理に係る経費がほぼ年間の入場料に匹敵するほどとなっておりまして、投資効果が非常に低い施設となっております。このため、今後の施設運営に当たりまして、低い投資で高い効果を生み出せる施設となるよう、温室の模様がえといったものを企画したものでございます。

それで、2番目の施設維持の再検討はということではありますけれども、この検討についてですけれども、ご報告を申し上げた際、議会からも、既存の植栽を残す中で検討をというご意見をいただいてございます。現在、指定管理を行っている振興公社では、これまでの観賞ということにこだわることなく、観賞と、それから公社事業との連携としまして、6次産業センター機能ですとか、併設しますレストラン機能に反映できるような植栽の利活用といったものを模索しています。こうした取り組みを行う上で、やはり冬季における最低限の加温でも大丈夫なような植物の選定といったもの、それから可能であれば、そうした植物の多面的な活用といったものを模索してまいりたいということで今現在進めております。

それで、3番目のバイオボイラーといいますか、ガシファイアーということの導入はということでございますけれども、この観賞温室の活用に関しましては、ただいま申し上げましたとおり、既存の植物を活用するとともに、その植栽する植物の今後多面的な活用などから、花の情報発信施設としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

こうした植物への加温が、現在使います化石由来のエネルギーでなくて、植物由来といいますか、木質系エネルギーによります提供ですかね、そういういたボイラーを使用することによって、物語性といったものも備えるのではないかと、そういうことも含めて新たな魅力として発信はできるのではないかと思います。今後の検討の余地は十分にあるのではないかというふうに思っております。

ただ、このガシファイアーというバイオボイラーがフラワーセンターへの設置を検討いたしました。それができなかつたという理由の一つに、このバイオボイラーの特性といったものがございまして、一度、木質燃料に火をつけますと、その燃料が燃焼してなくなるまで燃え続けてしまうという特性がございます。このため、温室内の温度を常に一定に保つ必要か

ら、ボイラーの運転、それから停止、こうした行為を行うには、ボイラ一本体に加えて大規模な保温施設といいますか、貯湯施設、それからそれらにまつわる配管関係、こうした附属した設備を併設しなければならず、非常に本体以上に高額な経費がかかってしまうという点が上げられます。

先ほど申しましたとおり、植栽を最小必要限の加温で賄いたいとする維持管理に対しまして、この継続的な加温を得意とするバイオボイラーの設置が適するか否かということは、これは今後のその植栽も含めてどのような活用を図るかという中で、十分に検討していく必要があると考えてございます。

これから予定します植物など、必要に応じては栽培試験なども行ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、そうした中でより魅力ある施設となるような取り組み、そのために必要なまでは植栽を考えなければならない、そこに必要な加温のシステムですか、そういういったものが何が適するかということについて、適した維持方法を見出せるように今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 小林一広議員。

○8番（小林一広君） 低い投資で賄える、また植栽を考えると。やはりガシファイアーは高額になってしまふということでございます。しかし、やはりこのガシファイアーの魅力は、何といっても小布施町における果樹農家から出る剪定枝をフルに活用できるという非常に理にかなったシステムでございます。

やはりここでフラワーセンターからの検討が外れ、また新たな検討が始まったフローラルガーデンでもまた検討が外れということになると、やはりそういった設置のする場所というのがちょっと今後検討しづらい可能性も出てきます。やはりここは投資額は若干上がるかと思いますけれども、それ以上に小布施町の魅力を引き出すということで、いろんな活用方法があるかと思われます。そういう面を考慮しまして、先々有効な検討をしていただけたらと思いますので、その辺でご答弁をお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 竹内産業振興課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいま町の魅力づくりの一環になるというご提言の中で、今後、フローラルガーデンでのバイオボイラーの設置検討をということかと思いますけれども、それも確かに十分なここの魅力づけの一つにはなってくるかと思います。このことについては、先ほども今後の植栽に応じたバイオボイラーの設置といったものがどのような物語

性が描けるかという中で検討しなければならないんじゃないかなというふうに理解はしてございます。

ただ、1点、今現在取り組むものにつきましては、フローラルガーデンという町の公共施設であるわけでございまして、条例で定めた公共施設の目的に沿った利活用といったもの、それに倣った現在の植栽の変更といったもの、やはりこれを第一義に考えて取り組む必要があるんじゃないかなというふうに理解してございます。

その中で、今後また具体的な模様がえ、植栽の方法も含めて、まだ具体的に決まってございません。いろいろと試験栽培等々も行う中で、どのような模様がえをすることが果たして今後の温室の魅力の再構築化になるかと。このことにつきましては、議会からも既存の植栽を生かす中で行うべきであるというご意見もいただいております。やはりそうした中で、その植栽をきちんと維持管理できる施設、環境整備、そういうものがやはり一番必要になってくるんじゃないかなというふうにも思っております。

先ほどと繰り返しになりますけれども、そういうことを第一義に考える中で、今後の模様がえに必要なその環境整備といったものにまずは取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、そうした中でバイオボイラーといったものでも十分に貢えると、逆に言いますと、それだけの費用をかけても、そのことが植栽にも、あるいは施設の魅力化にもつながるんだということが確認できれば、これはそれで前向きな検討になろうかと思っております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（大島孝司君） 続いて、1番、中村雅代議員。

[1番 中村雅代君登壇]

○1番（中村雅代君） それでは、通告に基づいて質問してまいります。

「安全」分野の防犯体制の強化について質問いたします。

全国の平成27年における刑法犯の認知件数は、窃盗が73.5%と最も高く、次いで器物損壊10.3%、詐欺3.6%の順であります。振り込め詐欺など特殊詐欺は、被害額とともに増加傾

向が続いています。長野県全体を見ますと、不審者による子供を狙った痛ましい犯罪や高齢者を狙ったオレオレ詐欺、女性を狙った犯罪も後を絶ちません。残念ながら、決して安穏な暮らしというわけにはいきません。けさの信毎でも、特殊詐欺の受け子100万円搾取疑いとか、県内各地で不審電話が相次ぎ、須坂市でも1件、また詐欺未遂疑いの男逮捕など、このような記事も載っておりました。

幸い小布施町においては、警察を初めとする行政、防犯協会や女性部、防犯指導員会等、地域の見守りのおかげで、このような犯罪は減少傾向にあると聞いております。また、凶悪な犯罪も起きておりません。防犯指導員の皆さんには、連休中の町内巡回やくりんこ祭り、お盆など警戒や巡回、また先日もツルヤの店舗などでの啓発活動など実施していただいております。青パトによる巡回にも、各種団体の皆さんにご協力をいただいております。また、町の防犯協会女性部の皆さんには、幼稚園や小学校で防犯紙芝居や防犯ダンスなどを通じて、子供たちの防犯意識の向上に取り組みをいただいているところです。

日々“安全で明るく住みよい社会”の実現を目指し、防犯パトロールや児童・生徒の挨拶の励行などを推進することによっても、全ての町民の方が防犯意識の向上を図ることを目的に、防犯活動を行っています。児童の安全確保では、まちづくり委員会からの提言をもとに、平成20年11月より、広報の「いかのおすし」の歌声やアナウンスなどによって、町全体に見守りの意識が浸透し、効果が上がっています。

幼児、児童・生徒の防犯教育につきましても、保護者やPTAのご協力をいただきながら被害防止に努めていただいたり、安全対策検討会の実施により、注意の喚起、不審者情報のメール配信など、二重三重の防犯体制の構築でさらなる強化につながるよう、町ぐるみで犯罪を未然に防ぐという体制が重要です。これは昨年6月会議の小林正子議員の児童・生徒の登下校見守りの質問に対する答弁であります。

高齢者を狙ったオレオレ詐欺などの防止に向けては、老連の皆さんや社協の皆さんのご尽力のおかげで、お茶飲みサロンの会などを通じて毎年啓発活動が継続され、随分、自助、共助の意識が高まり、情報の共有もされています。まさに犯罪を起こさせにくい地域環境を目指して、警察を初めとし、学校や育成会等々関係機関の方々、地域の皆様の連携によって、さまざまお取り組みいただいております。御礼申し上げます。

しかし、この小布施町においても2月中旬、小学校・文化体育館の駐車場において、車上狙い、車上荒らしが発生してしまいました。すぐに警察に届け出て対応していただき、役場でも同報無線で注意喚起の対応がなされました。町外からの体育館利用者の方を含め、被害

に遭われた方お二人にとっては本当にひどい目に遭われて、お気の毒でなりません。

少し詳細を申し上げますと、夜の10時ごろ、小学校と文化体育館の北側の駐車場に駐車していた2台の軽自動車が被害に遭われたそうです。いずれも助手席側の窓が割られて、財布などが取られたようです。翌日、お金は抜き取られたとしても、お財布だけでも落ちていなかなどと捜したり、近所の方にお伺いしたりいろいろ対応なさったようですが、残念ながらいまだに手がかりすらありません。

ご本人は、防犯の意識が低かったと、改めてその仲間たちの皆さんと確認し合ったということですけれども、本当に現場を見てみると、よくもあのような場所で堂々とこのような犯罪が行われたなど。近辺の方にお聞きしたところによりますと、今までこんなことなんか起きていたのに物騒だなという声も聞かれたようです。確かに、小学校体育館を利用して、隣の文化体育館は利用していないと、暗くて、割と駐車場は本当に思ったより暗いです。中でまた運動していると、ガラスが割れても聞こえなかったりとかそういうので、もう被害が起きてしまったり犯罪が起きてしまって、被害に遭ったら泣き寝入りという現状です。

近年、このような車上荒らしや自動車盗難の被害は増加の一途をたどり、車両盗難被害の多い車種は、最近は高級車ばかりではなくて、軽自動車や低年式の車の被害なども急増しているようです。そして、その車上荒らしに遭いやすい場所は、やはり駐車場が多いようです。

やはり犯人逮捕や犯罪の抑止に威力を発揮しているのが防犯カメラです。防犯カメラのない社会が望ましいのですが、なかなか防犯パトロールや街頭啓発活動では犯罪を未然に防ぐことに限界があります。防犯カメラは、事前に犯罪を踏みとどまらせるという抑止力を含めた地域防犯力の向上につながり、人探し等にも十分威力を発揮し、行方不明者の捜索にも大きな役割をもたらすようになりました。小布施町でも平成23年度でしょうか、小林 茂議員、川上議員の提案などにより、翌年度、防犯活動の一層の推進ということで防犯カメラが小布施駅、都住駅、総合公園東側駐車場などに設置されました。また、同時期、防犯活動連絡会の定期的な開催も進められました。

防犯カメラの設置については、さまざま問題を抱えている現実もまたあります。個人を監視するなど、個人情報の保護の観点から指摘されることもありますが、防犯カメラは人の目を補完し、地域住民の安心感を高めるほか、犯人の検挙や不審者の特定などに有効なツールだと思います。最近の不審者の増加などの犯罪情勢を踏まえ、地域防犯力の向上や、事件、事故の解決に効果を発揮することから、いろいろな自治体で防犯カメラの設置が進められて

います。これら防犯対策について、通学路を含め、公共施設、病院など防犯灯の増設や防犯カメラの設置が喫緊の課題ではないでしょうか。

町内においては、先ほどより申し上げておりますとおり、地域の見守りなど、ボランティアの皆さんのが献身的なご尽力をいただいておりますが、さらにすき間を補填するという対策をしてほしいとの思いから、町の重点施策であります安心・安全なまちづくりの推進の防犯体制の強化について、次の点についてお聞きいたします。

1点目は、当町における事件や犯罪等の発生状況についてお伺いいたします。

2点目、防犯対策について。

防犯カメラ、監視カメラも含むんですが、その設置状況はどうでしょうか。

当町の防犯カメラを活用した防犯対策などについて、お考えはどうでしょうか。

また、国や県の補助金制度というものはあるのでしょうか。

3点目、当町でパトロールの強化や住民の防犯に対する意識醸成を今後どう図っていくおつもりかお伺いいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

〔健康福祉課長 八代良一君登壇〕

○健康福祉課長（八代良一君） 中村議員からの「安全」分野の防犯体制の強化をということで、安全なまちづくりの推進の防犯体制の強化についてのご質問でございますが、1点目の当町での事件や犯罪等の発生状況についてですが、須坂警察署管内で発生しました刑法犯の件数から申し上げますが、過去10年間の刑法犯の発生状況は、平成18年度の605件から平成28年度末の245件と、犯罪件数は年々減少し、10年前に比べれば半数以下の犯罪件数となっております。

また、小布施町での町内犯罪件数ですが、平成27年度末の44件から平成28年度末の35件と、前年対比9件ほど減っております。増減率にしますと20.5%の減少となっております。

主な犯罪としましては、車上狙いの7件、それから自動車盗の5件、それからこれらを筆頭に万引きが3件、その他というようなことになっております。

それから、2点目の防犯カメラの設置状況ですが、議員もおっしゃったように、現在、町では防犯カメラの設置がカメラを5カ所設置しております。内訳は、小布施駅前駐輪場付近辺に2カ所、それから都住駅に1カ所、総合公園の駐車場に2カ所の設置状況です。また、5カ所の設置は平成24年度に設置をしております。金融機関ですとか店舗等でも防犯カメラは設置されているようですが、そちらの設置状況については把握はしておりません。

また、2点目の当町の防犯カメラの設置状況を他市町村と比較してどうかということですが、近隣の市町村についてですが、須坂市では平成11年に須坂駅前交番移転に伴い須坂駅前に4カ所を設置しているそうです。それから、中野市は平成9年に中野駅通路等に4カ所設置、ぽんぽこの湯、それから博物館施設等に6カ所の計10カ所の設置ということです。それから、高山村についてはY.O.U游ランド、蕨温泉駐車場に各1カ所で2カ所の設置状況ということですので、そんなに大きな差はないのかなというふうに考えております。

それから、防犯カメラを活用した犯罪対策についてということですが、議員もおっしゃるように、防犯カメラの設置については地域の安心・安全のために大切であるとは考えます。一方で、やはりこれもおっしゃっておりましたが、プライバシー等の国民の権利、自由にかかるものであり、適正な設置、運用が求められているところでございます。防犯カメラの主たる目的である犯罪抑止効果が期待されますが、カメラを設置していることを明示するため、防犯カメラ作動中等の看板や表示、住民への周知もまた必要になってきております。全国的な話などの中でも、カメラの設置場所によっては監視されているようで不安だとか、あるいは別の場所に移してほしいとかというようなご意見も出ているようです。こういったプライバシー等の配慮も必要になってきます。

今のところの体制につきましては、防犯パトロールですとか同報無線での注意喚起、それからこどもを守る安心の家など、地域住民などがみずから子供を見守り、地域住民相互の信頼感を醸成する防犯対策を進めていきたいというふうに考えております。

また、国・県の補助制度はあるかということでございますが、防犯カメラの設置で国・県の補助金についてですが、例えば商店街の活性化事業等で全体的なインフラを整備する、そういう中での事業経費の一部としてのカメラの設置は可能性があるのかなというふうには思いますが、現在のところ、単独でその防犯カメラの設置に対する補助については把握ができません。

それから、2項目めの当町でのパトロールの強化や住民の防犯に対する意識醸成などをどう図るかということですが、これも議員おっしゃるとおり、現在、防犯のパトロールや啓発については、警察を初め防犯協会では、特殊詐欺等の街頭啓発活動を駅前ですとか金融機関の前等で行っておりまし、また町防犯指導員会では年3回、町内防犯一斉パトロールや、くりんこ祭りですとか安市など行事やイベントのときの巡回、それから小・中学校のあいさつ運動などで啓発活動を行っておるところでございます。また、青パトを使用した啓発活動は、まちづくり委員会の安全部会ですとか商工会の青年部の皆さん、あるいはホワイトエン

ジェルス隊等の皆さんもボランティアで出動をいただいております。

このように、長年にわたりまして地域の安全・安心のまちづくりのために多くの皆さんのご協力をいただきながら、犯罪の少ない町、防犯意識の醸成に取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大島孝司君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまのご答弁のとおり減少傾向にあるということで、本当に大勢の団体の皆さんのおかげや地域ぐるみ、また行政やそこら辺の強化体制などで、このような状況にあると思いますが、私もちよつと調べてみたんですけども、車上荒らしなどでは須坂市よりは件数が多いと思います。それで、ちょっとそういうのでは小布施町が町としては多いのかなというのも感じました。

また、事件にはなっていないんですけども、子供を対象としたのとか女性の方とか高齢者とか、その前兆とも言える不審者による子供やそういう女性などに対するこういう犯罪の前の声がけ事案みたいな、そういうちょっと怪しいとか、そういうような発生はどうでしょうか。

先ほど生活灯、防犯灯のことでは小林議員より質問がありましたけれども、1,100基設置していただいているようですが、私もちよつとこの件で改めて夜回ってみたんですけども、やはり暗いところは間隔があいていて、30メーターということでしたけれども、ちょっと長いなという、ちょっと暗いなというところが地域的にありました。こんな高齢でも後ろを振り向きながら警戒しながら歩くという、ちょっと寂しい状況も結構ありました。その辺でちょっとまた心配になってくるんですけども、そのような事案などありましたらお願いします。

また、防犯カメラのことの体制についてなんですかけれども、プライバシーの配慮などで懸念される点というのも、本当に改めて、ああ、そういう点もあるんだなと、移してほしいなどという要望もあるんだなというのを改めて知ったところなんですけれども、じゃ広報だけで、そういう周知だけで、今のこういう犯罪を抑止できるのかという点ではちょっと疑問になります。やっぱりもちろん防犯カメラを設置したり、作動中というか、そういう看板をやっても、100%そんな安全がもたらされるわけではないんですけども、一応設置されていることでは抑止にもつながるし、また録画されているそういう記録などをもとに、次の犯罪が起きないという、そういう検挙につながったり、そういう面では有効な手段ではな

いかと思います。

他市に比べて結構多い設置なんだなというのも改めて感じたところなんですけれども、今後やはり通学路や公園とか体育館、総合体育館、総合公園のほうには置かれているようですが、体育館などそういう要所要所というか、例えば病院など、私もちよつと病院では駐車場で当て逃げなど遭って結構な被害だったんですけども、警察に届けましたら、病院なら防犯カメラというか監視カメラがあるんじやないかということだったんですが、ないということで、その点今後ちよつと病院などの関係、そういうご協力いただくという点でもどうなのかなと今感じたところなんですけれども、そういう点でちよつとふやしていくようなまたご見解など伺いたいと思います。

それから、3点目の防犯の意識醸成という点では、今回、情報提供というのがもっとあれば、車の中に自分自身を入れては、置いておいてはいけないもの、窓をのぞかれても結構整然としているところとかには狙わないとか、何かそんな情報も伺ったということで、改めて意識が変わったということなんですが、地域、町外からの方は体育館利用に当たっては、職場から来たりして、重いかばんなどを置かなきやいけないような場合もあったりするので、そういう面では何か情報提供いただければ、何か窓も外装フィルムで張っておくと割れにくいとかというのも情報を得たということなんですけれども、その辺何かもう少し情報提供で広報の周知、何か工夫など、お考えがありましたら伺いたいと思います。

また、前回、防犯教育ということで小林正子議員の答弁であったんですけれども、小学校のところでは危険箇所マップというのを作成があると伺ったんですけども、防犯に関する事故の起きやすい場所などを職員の方や保護者の方と何かつくっているような、そういう何かそういうものがあったら教えてください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の車上荒らしですとか、それから子供、女性、高齢者等への不審者の状況ということですが、一応犯罪として上がっているのは先ほど申し上げました車上狙い、それから自転車ですとか万引きですとか忍び込み、その他になるんですが、器物の損壊ですか、傷害、けんか、暴行、詐欺とか、そんなようなものが一応上がっておるようです。その他のほうは全部詳しく聞いたわけではないんですけども、ざっとそのような説明を受けております。

町が防犯カメラを設置した小布施の駅前につきましては、自転車ですとか、そういういた盗難の防止も兼ねてということになります。それから、都住駅の設置につきましては、議員おっしゃるとおり、不審者の情報がかなりあったということで、防犯カメラのほうを設置した経過があります。総合公園につきましては、やっぱり車上荒らしの関係で設置をしてきております。

防犯カメラ、有効ではないかという2点目の質問ですが、確かに有効性はあるのかなと思います。今これだけあるから絶対にやらないということを申し上げているわけではなくて、必要性ですか、そういうものを勘案して、本当に必要な場所があれば、カメラの設置は検討してもいいのかなというふうには考えております。

それから、意識の醸成の中で、今回の体育館の裏での関係なんですけれども、基本的に車の中は、車を離れるときには貴重品は置いておかないとというのがまず基本だというふうにも考えます。今後、広報にもそういったことも改めて加えていければいいのかなというふうには思います。

それから、小学校の状況については、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんので、よろしくお願ひします。

○議長（大島孝司君） 中島教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまの質問の中に、危険マップということと、それから通学途上の不審者というか、まず1番目の危険マップのほうなんですが、これはどっちかというと電車だとか通学してくるときに、不審者というよりは、物へ当たっちゃったり、事故になっちゃったりするというところが主には危険マップになっております。

それから、あと不審者の車なんですが、この一ヶ月くらいの間に小布施町では2件、同じ車だと思いますが、森の駐車場のところで、帰りの小学生2名が一緒に帰宅途中に、ゆっくり走っている、最初の通報は大きな車ということだったんですが、2番目は灰色のワンボックスとなっていたと思うが、写真を撮られたと、こういうことがあって、逃げたと、横に下げたというか、最初のときは横に逃げたらそのまま車は行っちゃったんですが、二度目のときはまた曲がって後ろをついてきたと、こういうことになって、車の入れないところに逃げたと。

同じことが高山村でも、大きな白色か灰色のワンボックスと、こうなっていましたから、多分、灰色のワンボックスだと思うんですが、この1カ月で高山村で1回、小布施町で2回ありました。もちろん、児童・生徒には学校のほうから連絡はして、一緒に下校しようとか、

不審者があつたら大声を出すとか、横道に逃げるとかという指示はしております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまご答弁いただきましたが、ちょっと新たに耳にしたことなどもございましたけれども、やはりこれから的小布施町を担っていく子供たちの安全、また安心の確保ということは極めて重要なことだと考えています。

先ほども、そういう町外からの利用者の方、若者なんですけれども、利用されたということですし、また観光客の方たちも小布施町を訪れますので、その点からも小布施町は安心・安全、やはり住んでよしというような確信が持てると、今、人口増という対策でも、移住・定住につながるということでも、この防犯体制の促進を図るべきではないかと考えますけれども、その点で再度、また今後、住民一人一人が意識を持っていくというところでは、意識の醸成という点では、やっぱり防犯協会の方とか、そういうところに頼ってしまったりとか、そういうこともありますので、やっぱりそういう点、何か今、広報でも呼びかけていただくことだったんですけども、それぞれ意識が重要だというような思いになるような、実効的なまた会議の運営というのも必要かと思うんですけども、その点で再度お願いいいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再々質問のほうにお答えをいたします。

犯罪そのものは10年前と比べてもかなり減ってきているというのは、先ほどお話し申し上げたとおりだと思います。これはやはり町民の皆さんの意識の啓発等、高揚しているし、またいろいろなブロックでの活動の皆さん方の成果が見えてきているというような評価にもつながるとは思います。また、引き続き犯罪の減少、防犯活動にしっかりと広報活動も含めて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大島孝司君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ちょっと先ほど言い忘れてしまったんですけども、金融機関とか商店などの把握はないということ、まだしていないということだったんですが、やはり平成23年度でしたか、そのときも同じ答弁だったので、その点、今ちょっと私も歩いてみて、商店がある程度の時間が来ますと本当に真っ暗になってしまったりとかで、その点は少し薄らでも薄明かりでもご協力いただくとか、そんなこともできないのかなと思いますので、その点お願いしていくとか、そのような考えはおありでしょうか。お願いいいたします。

○議長（大島孝司君） 八代健康福祉課長。

○健康福祉課長（八代良一君） 再質問、最終的に商店街の明かりをもう少し明るさを保っていただければ、また防犯にも役立つんではないかというようなご質問だと思います。まさしくそういうふうにも思いますので、また商工会等にもそういった協力はお願いはしていきたいと思います。

○議長（大島孝司君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 関 悅子君

○議長（大島孝司君） 続いて、12番、関 悅子議員。

〔12番 関 悅子君登壇〕

○12番（関 悅子君） それでは、子育て、教育支援の充実についてお伺いいたします。

まず最初に、病後児保育の充実についてを伺います。

昨年の6月会議で、病後児保育の現状と課題についてを質問いたしましたが、その後の対応についてお聞きします。

町は、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図るため、児童が病気回復期にあり集団保育が困難な場合、一時的に預かる病後児保育事業を平成20年度から開始をしました。事業はNPO法人に委託をし、利用定員は1日2名まで、利用料は無料、利用期間は1回7日以内とされています。また、事前に利用登録をし、利用する際に利用申込書と診療情報提供書を提出することとなっております。

平成20年度からの利用者数をお聞きしたところ、7年間で延べ利用者数は4人ということでした。町の説明では、近隣の自治体でも利用者数が少なく、その理由は、利用手続が面倒であること、また保護者も最近は看護休暇を取得し子供の面倒を見るようになったため、利用者が少ないのでないかと分析をしていました。そして、今後も実施施設や医師らの理解、連携を高めるなどして、利用者の安心感を高めることにより利用者の増加を期待し、積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

現状では、病後児保育施設の利用者数はごく少数に限られていますが、利用者数の多寡にかかわらず、利用したいときに利用しやすい施設、利用しやすい手続でなければなりません。安心して子育てのできる環境をさらに整備するために、また小布施町への定住促進を進める

ためにも、より一層の充実をお願いしたいと思います。

そこで、お聞きします。

各自治体における病後児保育は、医療機関併設型、保育所併設型など、さまざまな形態で実施されていますが、町では来年度以降も従来と同様な形でN P O 法人に委託をして実施していくのか、お考えをお聞きします。

次に、ことしから新たに長野地域連携中枢都市圏内の病後児保育施設の相互利用ができるようになり、長野市と須坂市の病後児保育施設が利用できるようになりました。長野赤十字病院内の病後児保育室ゆりかごと、須坂市のさかた山風の子保育園で、利用料は1日2,100円だそうです。新たに、隣接する2つの須坂市、長野市の施設を利用できることは大変ありがたいことですが、利用料の負担が生じてきます。須坂市の施設におきましては、須坂市内の保育園、幼稚園に通園している場合は無料で利用できるそうですが、小布施町では利用料に対する支援のお考えがないかをお聞きいたします。

次に、高校生の通学費援助についてお聞きします。

小布施町に在住する高校生は、町外の高校に通学せざるを得ず、通学のための経費負担が生じています。例えば、小布施から長野まで電車で通学する場合、12カ月の通学割引制度を利用しても1カ月1万800円、これが1カ月ずつ購入しますと1万3,480円の負担となり、また小布施から中野までは1カ月約7,200円、これを1カ月ずつ購入しますと9,090円の負担となっています。このように、電車を利用しての通学は、学生割引を利用しても家計に大きな負担となっていると思われますし、そのような声をよくお聞きします。

昨年9月、長野県の教育委員会が県内の低所得の家庭を対象に行った調査で、自宅と高校までの距離を理由に志望校を変更した者に具体的な理由を聞いたところ、何と69%が多額な交通費が負担という回答だったそうです。通学費の負担が大き過ぎて希望する高校で学ぶことができないことは、とても残念なことです。

高校生の通学費援助については、平成26年9月会議で、子供の貧困対策に関連してお聞きしました。そこで、町の答弁は、学生割引があるから、通学形態はさまざまであるからという理由で、援助は考えていないとのことでしたが、子育てや教育支援をさらに充実することにより、定住促進効果もあると思われます。高校生の通学費に対する援助の取り組みというのは、年々、市町村、大変ふえているのが実態です。こういう実態を見ても、いかに貧困層が多くなってきているかということのあらわれだろうというふうに思われます。

小布施の町も、長野とかいろんなところから定住、小布施の町に住んでくれないかという

ふうに考えていらっしゃると思いますけれども、やはり子供を持つ、高校生の子を持つ家庭にとっては、さまざまな援助があっても、やはり高校に通うにはそれなりの通学費用がかかるわけで、それが非常にネックになっているんじゃないだろうかというふうに私は考えております。

この高校生の通学費、私たちの町もぜひ所得に応じて通学費の援助をし、一定の支援を検討すべきものと考えますけれども、この件につきまして再度お考えを、再度といいますか、平成26年9月にもお願いしましたけれども、今回もぜひこの点について考えていただきたいと思いまして一般質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

〔教育次長 池田清人君登壇〕

○教育次長（池田清人君） 関議員の子育て、教育支援の充実をということで3点ご質問があります。1つずつ申し上げたいと思います。

最初の1番目ですけれども、昨年6月会議で、議員からのご質問に対しまして答弁をさせていただきました。町では、平成20年9月から病後児保育事業を実施してまいりました。病後児保育事業は、保護者の仕事などの都合により、病気の回復期にあるお子さんを家庭で保育できない場合にお預かりするというものであります。小布施町では、事業開始時から町内のNPO法人に委託し、実施をしてまいりましたが、昨年の9月ごろかと思いますけれども、平成29年度以降の事業の受託ができないという報告をいただきました。このことを受けまして、今後の事業の実施場所等につきまして検討をしてまいりました。

平成29年度の病後児保育事業の実施につきましては、お預かりする場所としまして、当面、町の保健センターの空き部屋を活用し、また課題となります一つの看護師確保につきましては、医療機関等、これは特に町内の新生病院に現在交渉をしておるところでありますが、そこから派遣をしていただいて実施をしてまいりたいというふうに考えております。

他市町村で実施しております医療機関併設型、それから保育所併設型、これらを小布施町で実施する場合には、それぞれの施設の改修費、それから運営コスト等、非常にコストがかかるということが大きな課題でございます。今後、病後児保育の実施場所につきましては、今申し上げたとおり、来年度につきましては保健センターを活用していくことで、今までより活用もしやすいんではないかというふうに考えているわけですけれども、この利用状況等を見ながら、より利用しやすい事業となりますように、今後もさらにご意見をお伺いしまして、検討を重ねて考えてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願ひ

いたします。

2番目の町の問題ですが、質問ですが、町では病後児保育の対象となるお子さんにつきましては、町内に住所を有し、町の保育園、あるいは認定こども園に在籍するお子さんで、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はなく、安静の確保に配慮する必要があるお子さんとしており、利用料につきましては無料としております。

議員が申し上げましたとおり、長野市の長野赤十字病院での病後児保育につきましては、近隣市町村の方も長野市民と同様に1日2,100円の利用料で、午前8時から午後5時30分まで利用できるというものであります。また、須坂市におきましても、私立の1園でございますが、実施をしておりまして、近隣の市町村の方の利用料は同額の2,100円となっております。

なお、須坂市の利用実態をお聞きしましたところ、やはり利用される方はこの保育園に通つておる方だけだということであります。

議員よりご提案をいただいております定住促進のためにも利用料の減免をしてはどうかということでございますが、町の病後児保育事業対象者と利用料は、町内に住所を有し、町内の保育園等に在籍するお子さんを対象に無料としておりますので、現在のところ、長野市や須坂市での病後児保育の利用に対する補助金は考えておらないところであります。

また、近隣の市町村におきましても、他市町村で実施している病後児保育事業を利用する際も、それに対する補助金は行っておらないということでございます。

この点につきまして、先ほども申し上げましたが、今後、町外保育園等に通うお子さん、これは平成29年で13人ほど予定しておりますけれども、そういった方々につきまして拡大して無料でできるよう検討を進めていくわけなんですが、その検討の中で、こういった須坂市、あるいは須坂市の施設の利用支援についても議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

なお、引き続きお母さん方が町内で利用しやすいように、手続の簡素化、医師との連携を含め、安心して町内でお子さんを預けられるよう、利便性の向上を図つてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

3番目の高校生の通学費の関係ですけれども、高校生の通学費に対する支援につきましては、これも平成26年9月会議で答弁させていただきました。高校の授業料の無料化、また町の福祉関係ですが、町福祉医療の給付等、経済的な負担軽減が図られている中で、ただいま現在のところ、新たに通学費への援助というものは考えておりません。町では、高校

生にも育英金の貸し付けも行っておりますので、通学費への負担軽減が必要な場合は、これらの育英金を活用していただきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 関 悅子議員。

○12番（関 悅子君） ただいま答弁いただきました。NPO法人がもうやらなくなるんじやないかというようなうわさの中に不安を覚えていまして、インターネットで調べましたら、町外の施設が利用できるということを初めて知りました。ああ、これでもう全て町外に任せ切りになってしまふのかなというふうに思っていましたら、ただいま保健センターで行うというようなお話を聞きしましたので安心したところなんですけれども、それにつきましてちょっと質問をさせていただきたいと思います。

当面というふうに、今、回答がございました。当面ということは、いずれはどうしたいのかということがあるんだろうというふうに思います。そして、できれば医療機関等、小児科を標榜しているところは何カ所かありますし、医師もふえるというようなうわさも聞いておりますし、できるだけいい状況の中で子育てができるということが大切だというふうに思いますので、その先にそういう医療機関等との話し合いを持っていきながらいい方向に持っていくのかという、その当面なのかというふうに理解しているんですけども、その点についてお聞きします。

それから、もう1点につきましては、保健センターですので、空き部屋ということです。しかしながら、保健センターは保健センターの役割の中で、事業運営に支障がないのかということはもうないんだろうというふうには思いますけれども、そういう点での配慮というのはどのようにされているのかということについてお聞きします。

それから、通学費の件ですけれども、高校生が模擬の議会を開催したりいろんなことをしたときに、町に何を望むかというときの第1位が何といっても通学費の補助なんですね。すごいこれはどこの市町村を見ても、私もびっくりしたんです、こんなにも市町村が援助するような時代になったんだな、これだけ貧困のというか、層が生まれたんだなというのをすごく強く感じるんですね。

定住促進を図る、この小布施の町なんです。ここのところに移動するには、高校には必ず電車を使わなくちゃいけない。それも私学と、プライベートラインですから非常に高いという。そういう点はなるべくセットにしながら考えて、早くこの施策というのをやっていただ

きたいと思いますが、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（大島孝司君） 池田教育次長。

○教育次長（池田清人君） 再質問にお答えをいたします。

まず、保健センターを当面ということでございますけれども、町の施設で申し上げますと、まだほかにも候補があります。ただ、今考える中では、役場に隣接もしておりますし、管理も行き届いているという点で、保健センターが今ベストではないかなというふうに思っておりますが、またこれも利用していただいた方にご意見をお聞きして進めていきたいというふうに思っております。ほか何かといいますと、教職員住宅とか、そういったところももちろん候補にありますと、いろいろ検討してまいりました。

それから、医療機関併設型等の一体の関係も、これは本当にベストな形なんですけれども、先ほど申し上げましたように費用が少しかかってしまうということなもので、この交渉も引き続き医療機関にお願いして、そういうことが実現できればそういったものに移行していきたいということの当面ということでございますので、今の時点ではベストなものというふうに考えております。

それから、保健センターの事業運営に支障がということなんですけれども、これも内部ですでに十分協議をさせていただきまして、現状は大分、千年樹のほうに移行されているという面もございまして、希望のいくとおりに保健センターを活用できるものというふうに私どもは考えております。

それから、高校生の定期の補助でございますけれども、小布施町は本当に、今、議員がおっしゃいましたとおり、子育てをするなら小布施町でということで、それこそ定住促進も考えまして、経済面も考えまして、事業に取り組んできてるところであります。生まれてから成人になるまでのあらゆる面を町として支援をしてまいりたいということで、子育て支援、それから学校等の教育環境の向上、それから質の向上もたくさん事業を組んでおるわけなんですけれども、その中で、許された財源の中で手当てをしていくわけなんですが、現況の中では高校の通学の補助にまでは至っていないということでございます。

しかしながら、ややですね、中学を卒業してから高校生になって、少し小布施町との関連性が薄れているではないかというようなことも、特に総合教育会議等で今の町長等からも指摘をされておりまして、私どもも課題と考え取り組んでおるんですけども、そういった高校生等の声をもう少し飲み上げて、どういうところにそういった高校生の気持ちがあるのか、十分そこの定期の関係等も考慮しながら、そういった面で検討を重ねてまいりたいというふ

うに考えるところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大島孝司君） 関 悅子議員。

○12番（関 悅子君） 核家族が進み、そして女性の社会進出というのはもう当たり前の時代になりましたし、社会制度が大分よくなりましたので、働く者にとっては随分よくいい時代になったなど、私たちのときから比べるともう数段の違いが出ておりますけれども、やはり病気のときぐらいはしっかり親が見る、しかしながら長期にかかるような病後児ですか、その後も治りかけのときまで休みをとっていると、やっぱり限られた人数で仕事をしている中、なかなか休みづらい、とても気が引けるというような状況で働くを得ないと。

やっぱり町としては、そういう女性の社会進出、女性が働きやすい状況をつくるということは、みんながにこにこして、子供たちが夢を持って未来に成長できるというような町になるわけですから、ぜひこれについては充実した病後児保育、これがあることによって、あるんだと、使う使わないの問題じゃなくて、あるんだということがいかに定住促進の大きな力になるかということをぜひ考えていただきたいと思います。

質問じゃなく、お願いになってしましましたので、次の質問をさせていただいて、議長、よろしいでしょうか。お願いになってしましましたので、次の質問をお願いします。

○議長（大島孝司君） 関 悅子議員。

○12番（関 悅子君） それでは、町内に勤務する方々の定住促進を考えてはということで質問をさせていただきます。

これも私、質問をさせていただいたのがちょうど4年以上前にもなって、もう忘れかけているようなことだったんですけども、平成24年8月の会議の一般質問で、定住促進についての質問をさせていただきました。

その内容といいますのは、町内にある企業、そして事業所などで働く人々のうち、町外から勤務している方が、通勤している方が新たに町内に住んでいただければ、通勤時間も短縮される、家庭サービスの時間はふえる、また事業所にとって通勤手当を支給しないでも済む、そしてもちろん通勤手当が支給しないということはいろいろ経営的にも非常にありがたい、そして車通勤も必要でなくなりますと環境にも優しくなり、そして町にとっては税収増、地域力のアップにつながるなどのメリットが考えられ、町内の企業、事業所の皆さんと連携しながら、小布施町で働く方々の町への定住促進のための方策について検討してみてはどうかという一般質問をさせていただきました。

非常に多くの方が、この小布施の町には町外から勤務をしております。それに対する町の

答弁は一体どうだったかといいますと、早速、企業、事業所の責任ある方々と相談して、行政としてどのように動けばよいのか検討していただけるようお願いに伺いたいとのことでした。

町は、本年度も、人口の増加と定住促進のためにいろいろな施策を展開してきています。定住促進補助金の交付、移住体験ツアーの開催、移住コーディネーターの配置、空き家、あき店舗などの情報収集、さらに就農相談、就農体験会、新規就農者支援プログラム制度の創設など、大変精力的に取り組んでいます。一つ一つの事業が成果が上がっていくことを大変期待しております。

そこで、改めてお伺いします。

それは小布施町にお勤めいただいている町外在住の方々が小布施町に転入をしていただけ るような施策の実現についてです。小布施の町は土地が高い、家賃が高いと言われる中ではあります が、繰り返しますが、このことによって事業所の通勤手当の削減、車通勤による環境汚染の削減、家族と過ごす時間の増加、自治会・育成会の活性化、消防団員の確保、税収のアップなどにつながることになります。企業、事業者の方々と連携をし、できるだけ早く具体的な施策を実現することが必要ですが、お考えをお伺いします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

[町長 市村良三君登壇]

○町長（市村良三君） 長時間、傍聴の皆さんにはありがとうございます。

ただいまの関議員のご質問にお答え申し上げます。

今、小布施町は本当に町を挙げて、住んでいらっしゃる方が安心・安全にお暮らしいただけることを第一、そしてまた新たな人を迎える定住促進を第二というふうに位置づけて一生懸命取り組ませていただいておりますが、これにつきまして議会の皆さん、そしてまちづくり委員会の皆さん、あるいはいろいろ町民の皆さんのが賛同をしていただいて、いろいろな動きをしていただいていることに、まずは感謝を申し上げます。

そして、今までの各議員のご質問の中にも、いつも底流に定住促進を意識されたご質問をいただいていることにも、まずもって御礼を申し上げます。

平成24年、随分昔にもうご質問いただいているわけでありますが、この間、小布施町では、ご指摘をいただきましたように、より多くの方々に移住・定住をしていただくためにさまざまな施策をつくってまいりました。平成26年1月からは、移住・定住補助金制度を設けておられます。本年度が制度運用の最終年度になります。そして、その総額は、現時点で交付決定

しているものを含めると48件、1,660万円になっております。

引き続き人口減少社会において、小布施町の目標指針として小・中学校の1学年の児童・生徒の数100人を維持し続けると、これは何回か申し上げているところでございますけれども、これを目標指針として移住・定住施策を推進してまいります。

ここで、さらに有効な施策をつくるに当たり、補助金制度を見直しをいたします。ありがたいことに、先ほど来申し上げておりますように、議会からもご指摘、ご提案をいただく中、加えて昨年度策定した総合戦略が、あるいは第五次総合計画後期基本計画の審議会委員からも、町内企業に通勤をされている方々を小布施町に転入いただくことで、移住・定住がさらに推進できるんではないかというようなご意見をいたしました。

まずはということで、町内にある有力な事業所2社の人事担当の方に、移住・定住を推進する補助のあり方についてご相談を申し上げたところであります。もちろんそうした企業の皆さんもいろんなことにご協力をいただいておりますので、大きな問題はなく、それはできるじゃないかと、事務手続で整備、調整は必要なことがあるものの、事業所の方からも賛同というふうなご意見をいたしましたところであります。

平成29年度予算案では、小布施町に勤務する方々が町に転入をしていただいた場合、家賃を補助することを想定した積算をさせていただいております。これは、これからご審議いただくところでございます。具体的には、制度施行後、町内勤務者が小布施町に転入、住民登録をし、自治会にご加入をいただく、そして地域活動にもご参加することに同意をいただき、以降1年以上お住まいになることを一つの条件として、事業所から支給されている住居手当と同額を補助させていただくということを考えております。

事業所からの住居手当との合計が家賃を上回ることはないようとする、かつ1ヶ月2万円を上限とするということで、今、制度設計をさせていただく予定であります。これ、当然これからご審議をいただくわけですが、当初予算案を議決いただきましたら、要綱整備を行い、4月1日から施行したいというふうに考えております。

このほか、この補助金制度見直しに当たり、町内勤務者の移住・定住に対する補助とあわせて、これもさまざま小布施町でも問題になっております空き家の有効活用を推進するために、空き家の改修費用に対して補助をしていくこと、あるいは空き家をお貸しするために、その中にしまってある、倉庫としてお使いの方が多くございますので、家財道具を処分する場合に、その処分に対して補助をするというようなことも、その一つ考えの中に入っています。

これは、引き続き町民の代表でいらっしゃいます議員の皆さんからますますいろいろなご提案やご提言、あるいはご協力をお願いをして、ぜひこの実効力があるような、実効性があるような制度にしていきたいというふうに思いますので、ご審議いただくとともに、ご意見も頂戴したいというふうに考えます。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 関 悅子議員。

○12番（関 悅子君） 2つほどお聞きしたいことがあるんですけれども、住宅補助ということになりますと、行政がどのような形で、どんなふうな形で支給するか、私わかりませんけれども、普通は事業所が家賃の援助をするということになると税金がかかりますよね、必ず企業の税額に入りますよね、その住宅手当。通勤手当は今なくなりましたけれども、住宅手当というのはあります。そういうものというのは、その住宅手当として支給していくということなのかという点。

それから、もう一つは、制度をつくって周知するだけでは、多くの人たちが制度を利用して町へ転入していただけるためには、さまざまな形で具体的な働きかけというのをしなければなことが重要だと思いますけれども、今後どんなような働きかけをしながらこれを進めていくのかについてお伺いします。

○議長（大島孝司君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 細かい制度について補足があれば企画政策課長から答えていただきますけれども、私の範囲で、ざっくりしたところをお答えいたします。

まず、住宅補助については、住宅手当というよりも、町からの直接の補助ということですね。

それから、2番目のこの制度をどうやって広めていくんだということですが、これは町で流布したり、いろんなものを配布したり、お知らせだけではだめで、事業所の皆さんと一緒にになってこの制度を進めていただくということで、全体的に周知、利用していただく方をふやしていくということあります。

それから、空き家などについては、これはもう去年、おととしからお願いをしていることがありますけれども、やっぱり自治会などの皆さんのご協力も必要なので、自治会長中心に自治会でもってお願いをしていくというようなことが考えられるかと思います。

以上であります。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 今、町長から申し上げたとおりであります、制度について若干補足をさせていただきますと、これから細かな制度設計はするところでありますが、例えば5万円の家賃のアパートに住んでいたときに、事業所から2万円の住居手当が出ていたとします。当初、事業所から上乗せをしていただいて、町が事業所に補助するというようなことも考えていたんですが、今、議員ご指摘のとおり、収入の問題であるとか税の問題、いろいろ絡みますので、事業所としては個人補助にしてほしいと言われております。

ですので、町としましては、個人に対して同額の2万円を補助させていただくと。そうしますと、5万円の家賃に対して、ご本人には事業所と町合わせて4万円の補助が来るので、個人負担が1万円になるという計算で制度設計をさせていただければと思っております。

事業所の住居手当と町からの補助を合わせて、家賃が超えてしまうというようなことのないようになっております。例えば、3万円の家賃のアパートに住んでいられる方に事業所から2万円の補助が出ていると、町からも同額の補助が出せるという設計なので2万円の補助を出すと、4万円補助金となってしまいますので、そうしますと家賃を超えてしまうと。そういうことにならないような調整はさせていただきたいと思いますが、あくまで町からの個人補助ということを考えております。

以上です。

○議長（大島孝司君） 関 悅子議員。

○12番（関 悅子君） ただいまの課長のほうから説明がありました。事業所に補助をすると、その事業所そのものが雑収入のような形で税金が上乗せされるわけですね。そこからまた支給するということになると、何のために町から補助されたのかというような問題が起きて、でも町から個人に出しても住宅手当はやっぱり税金はかかるものだと思いますけれども、その点についての考え方をお聞きしたいんですけども。

○議長（大島孝司君） 西原企画政策課長。

○企画政策課長（西原周二君） 個人の方に補助金を差し上げた場合、その個人の方が住宅手当として申告することによって課税扱いにはなってしまうということなんですが、そこをもう一度、制度、法律、もう一度調べまして、ご本人の負担にならないような設計を考えたいと思っております。

○議長（大島孝司君） 以上で関 悅子議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

あすは午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。
書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（大島孝司君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時29分